２０２１

学 生 必 携

履修要項・学生生活の手引

大阪府立大学地域保健学域看護学類

School of Nursing, College of Health and Human Sciences, Osaka Prefecture University

◆大阪府立大学学士が目指す学修成果

学士課程教育を通して、自律的な判断基準を形成し他者の意見を尊重しつつ自分の責任で判断と行動ができ、また、卒業後も生涯にわたって学び成長できる学生を養成する。
この目標を達成するために、全ての学生が（知識）（技能）（判断・行動）の領域で下記の具体的な学修成果をあげることを目指す。

（知識）
・ 人間と文化、科学と技術、社会と歴史、環境と健康についての理解を深め、利用できる。
・ それぞれの専門領域における知識と技術を体系的に学び、応用できる。
（技能）
・ 日本語で論理的な文章を読み、書くことができ、説得力のある議論ができる。
・ 英語で読み、書くことができ、他者と意思疎通できる。
・ 物事を客観的・分析的に理解するための批判的思考を身に付ける。
・ インターネットなどを用いて収集した多様な情報を、量的・質的に分析して適正に判断できる。
（判断・行動）
・ 必要な情報を収集し論理的に分析したうえで、すでに獲得した知識・技能を総合的に活用し、問題を解決できる。
・ 自分で考え、良心と社会のルールにしたがって自分の責任で判断し行動できる。
・ 自ら学ぶ姿勢を身に付け、生涯にわたって進んで学習できる。

◆授与する学位

学士（看護学）　　英語表記： Bachelor of Science in Nursing

◆地域保健学域の教育目的・教育目標

１．教育目的
生命の尊さと人の尊厳を重んじ、豊かな人間性、高い倫理観と深い教養を備え、人と社会に対する包括的視野と、人を支援する専門的かつ協働的な実践力を身に付け、地域社会及び国際社会において人々の健康と福祉の向上に寄与する人材を育成する。

２．教育目標
教育目的を達成するために以下の教育目標を掲げる。

・高い倫理観、多様性を認め合える寛大な心、人権意識、深い洞察力、鋭い感性を備えてヒューマンサービスを実践できる。
・看護、リハビリテーション、栄養、福祉、教育の専門職に必要な高度な知識・技術・科学的判断・課題探求志向を養う。
・対人援助の基盤となる人の理解、コミュニケーション能力を身に付ける。
・地域社会の発展はもとより、英語等の語学力の習得により国際的にも貢献できる。
・柔軟な思考力と実践力を養い、生涯にわたって自らの専門領域を発展させる能力を身に付ける。

第１編　履修要項

第２編　学生生活の手引

（羽曳野キャンパス版）

第1編　履 修 要 項

第１編　履修要項

目　次

１	教育目的、教育目標	…… １
２	看護学類の学位授与方針（ディプロマポリシー）	…… １
３	看護学類のカリキュラムポリシー	…… ２
４	学年・学期・授業期間等	…… ３
５	授業時間	…… ３
６	科目について	…… ３
７	卒業資格について	…… ４
８	卒業要件、授業科目一覧、標準履修モデル	…… ５
９	単位の算定基準	……１２
１０	受講申請	……１２
１１	前期末・後期末試験及び単位の修得	……１３
１２	成績評価	……１５
１３	ＧＰＡとＣＡＰ制	……１５
１４	履修簿の確認	……１６
１５	授業に関する連絡	……１６
１６	交通機関の運行停止等に伴う授業の取り扱い	……１６
１７	実習	……１７
１８	４年次の専門科目履修要件	……１８
１９	保健師科目の履修	……１８
２０	養護教諭一種免許状取得のための科目履修	……２０
２１	その他	……２１

1　看護学類　教育目的・教育目標

（教育目的）

生命の尊重と個人の尊厳を基盤とし、豊かな人間性を形成するとともに、科学的専門知識・技術を教授し、看護を総合的な視野で捉えられる人材を育成する。

（教育目標）

教育目的をふまえた教育実践により、卒業時には次のような能力を有し、看護師、保健師として広く社会に貢献できる人材を育成する。

1. 人間の痛み、苦しみを分かち合え、幅広い教養を身に付け、生命の尊厳について深く理解し、行動できる豊かな人間性を養う。

2. 看護に必要な知識と技術を習得し、科学的根拠に基づく適切な判断と問題解決能力とあわせ、社会の変化や医療技術の発展に対応できる能力を養う。

3. 保健・医療・福祉、教育、地域においてヒューマンサービスを提供する人々と連携し、看護の実践と調整的な機能を果たす能力を養う。

4. 変化する社会の中で看護の役割を展望し発展させ、地域的・国際的な視野で貢献できる能力を養う。

5. 看護学への関心を深め、総合的な視野と看護研究の基礎能力を養う。

2　看護学類　学位授与方針（ディプロマポリシー）

1. 人間の痛み、苦しみを分かち合え、幅広い教養を身につけ、生命の尊厳について深く理解し、行動できる豊かな人間性が形成されている。

2. 看護に必要な知識と技術を修得し、科学的根拠に基づく適切な判断と問題解決能力とあわせ、社会の変化や医療技術の発展に対応できる能力を修得している。

3. 保健・医療・福祉・教育・地域においてヒューマンサービスを提供する人々と連携し、看護の実践と調整的な機能を果たす能力と看護研究の基礎能力を修得している。

4. 変化する社会の中で看護の役割を展望し、発展させ、地域的・国際的な視野で貢献できる能力を修得している。

3　看護学類のカリキュラムポリシー

看護職として必要な豊かな人間性と倫理観を育成し、看護学を学ぶために必要な基盤的知識を獲得できるよう系統性を重視して、共通教育科目、専門基礎科目を１～２年次に集中配当するとともに、能動的な学修の充実を図るために実習科目や学域共通科目も含む専門科目、自由選択科目、資格科目で構成された教育課程に基づき、所要単位を修得することを卒業要件とする。また、すべての学生が看護師の国家試験受験資格を得られる教育内容を基本的構成とし、選択により保健師の受験資格も得られ、養護教諭免許状の取得にも配慮した教育課程を編成する。

1. 幅広い教養を身につけ、行動できる豊かな人間性を養うため、共通教育科目（導入科目では他学類生とともに学ぶ初年次ゼミナール、教養科目では人文社会科学系、自然科学・複合領域系、教養展開の各科目、基盤科目では健康・スポーツ科学、外国語、情報基礎の各科目）を１～２年次に配当する。

2. 看護に必要な知識と技術を修得し、適切な判断と問題解決能力や社会の変化や医療技術の発展に対応できる能力を育成するため、「解剖生理学」、「疫学」、「保健統計学」をはじめとした専門基礎科目や、「基礎看護学」、「療養支援看護学」、「生活支援看護学」、「家族支援看護学」、「看護の統合と実践」の各領域で構成された専門科目を提供する。

3. 多職種と連携しつつ、多面的に看護の実践と調整的な機能を果たす能力を育成するため、専門基礎における医療・保健基礎科目では、「医療と社会福祉学」「カウンセリング論」等を提供する。専門科目では、学類の枠を越えた科目選択を可能とした学域共通科目を設け、４科目を必須科目として配当するとともに、「基礎看護学」、「療養支援看護学」、「生活支援看護学」、「家族支援看護学」の各領域で構成された専門科目や「総合実習」を提供する。また、看護研究の基礎能力を育成するため、「研究方法論」、「総合研究」を必修科目として提供する。

4. 看護の役割を発展させ、地域的・国際的な視野で貢献できる能力を育成するため、共通教育科目（基盤科目である外国語、情報基礎の各科目）を、専門基礎科目である「疫学」、「保健統計学」等を必修科目として提供する。専門科目では、「看護管理学」、「看護教育学」、「総合実習」等を必修科目として、「国際保健」、「災害支援看護論」を選択科目として提供する。

４　学年・学期・授業期間等

学　年：　毎年４月１日に始まり，翌年３月３１日に終わる。
学　期：　前期は４月１日～９月２５日
　　後期は９月２６日～翌年３月３１日
休業日：　土・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する日（授業調整日を除く）、
　　本学記念日４月６日

詳しい授業期間および試験期間等は、各年度初めに定められる「学年暦」に記載しています。学年暦は、毎年度、学内掲示板および大学ホームページなどで確認することができます。ただし、担当教員が必要と認めたときは、その他の期間に授業や試験を行う場合があります。

５　授業時間

コ　マ	時　限	授業時間
Ⅰ	１・２時限	９時００分～１０時３０分
Ⅱ	３・４時限	１０時４０分～１２時１０分
４５　分　間　休　憩		
Ⅲ	５・６時限	１２時５５分～１４時２５分
Ⅳ	７・８時限	１４時３５分～１６時０５分
Ⅴ	９・10時限	１６時１５分～１７時４５分

６　科目について

1）授業科目

学生に対する授業科目は、定められた教育課程（カリキュラム）に基づいて行われます。
授業科目の区分は以下のとおりです。
（1）共通教育科目（導入科目、教養科目、基盤科目）
（2）専門基礎科目（医療・保健基礎科目）
（3）専門科目
（4）自由選択枠
（5）資格科目
自由選択枠として認める単位は、共通教育科目の所要単位を超えて修得した単位、並びに他学類又は他学域が開設する専門科目を履修し修得した単位です。

2）必修科目、選択科目

授業科目には、必修科目、選択科目があります。必修科目は学習上、必ず履修しなければならない授業科目です。選択科目は、自由に授業科目を選択できる授業科目です。（ただし、カリキュラムの定められた枠の中から、卒業に必要な単位に留意して授業科目を選択すること。）看護学類では、授業科目は必修科目が大部分ですので、履修すべき年次には、必ず単位を修得してください。不合格となった授業科目を、他の年次に履修することは、困難です。

7　卒業資格について

1）修業年限について

修業年限とは大学を卒業するために必要な在学年数で、本学看護学類は４年となっています。卒業するには４年以上在学することが必要ですが、８年を超えて在学することはできません。なお、休学期間は在学期間に算入されません。

2）学位について

修業年限以上在学し所定の卒業所要単位を修得した学生は、卒業認定され学士（看護学）の学位が授与されます。

3）卒業所要単位一覧

<table>
<tr><td colspan="3">科目／学類</td><td colspan="2">看護学類</td></tr>
<tr><td rowspan="8">共通教育科目</td><td>導入科目</td><td>初年次ゼミナール</td><td colspan="2">２単位</td></tr>
<tr><td rowspan="3">教養科目</td><td>人文社会科学系科目</td><td rowspan="3">６単位
(憲法含む)</td><td rowspan="5">１２単位</td></tr>
<tr><td>自然科学・複合領域系科目</td></tr>
<tr><td>教養展開科目</td></tr>
<tr><td rowspan="4">基盤科目</td><td>健康・スポーツ科学科目</td><td>－</td></tr>
<tr><td>外国語科目(初修外国語)</td><td>－</td></tr>
<tr><td>外国語科目（英語)</td><td colspan="2">１２単位</td></tr>
<tr><td>情報基礎科目</td><td colspan="2">２単位</td></tr>
<tr><td rowspan="2" colspan="2">専門基礎科目</td><td>医療・保健基礎科目</td><td colspan="2">２１単位</td></tr>
<tr><td>理系基礎科目</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">専門科目</td><td colspan="2">必修　　７３単位</td></tr>
<tr><td colspan="2">選択　　２単位</td></tr>
<tr><td colspan="3">自由選択枠</td><td colspan="2">４単位</td></tr>
<tr><td colspan="3">合計単位数</td><td colspan="2">１２８単位</td></tr>
</table>

（注）自由選択枠として認める単位は、共通教育科目の所要単位を超えて修得した単位、並びに他学類又は他学域が開設する専門科目を履修し修得した単位とする。

4）９月卒業について

修業年限以上在学し、学年の前期終了時に卒業要件を満たした学生が期日までに所定の手続きを行った場合、前期終了時に卒業することができます。

8 卒業要件、授業科目一覧、標準履修モデル

1)卒業要件、授業科目一覧

	科　　目	必　修	選　択	計
卒業要件単位	共通教育科目	18	10	28
	専門基礎科目	21	0	21
	専門科目	73	2	75
	自由選択枠　※(注1)	4	0	4
	計	116	12	128

授業科目 区分	授業科目名	単位 必修	単位 選択	授業時間数 講義	授業時間数 演習	授業時間数 実習	卒業必要単位	
共通教育科目	基盤科目						28単位以上（必修科目18単位＋選択科目10単位以上）	羽曳野キャンパスで開講
	・外国語科目(英語)							
	Academic English ⅠA	2			30			
	Academic English ⅠB	2			30			
	Academic English ⅡA	2			30			
	Academic English ⅡB	2			30			
	Academic English Ⅲ	2			30			
	Academic English Ⅳ	2			30			
	教養科目							
	憲法	2		30				
	（1年次中百舌鳥開講科目・水曜日、木曜日分）							
	導入科目							
	初年次ゼミナール　※（注2）	2			30			
	基盤科目							中百舌鳥キャンパスで水曜日と木曜日に開講される科目
	・健康・スポーツ科学科目							
	健康・スポーツ科学概論		2	30				
	健康・スポーツ科学演習Ⅰ		2		30			
	健康・スポーツ科学演習Ⅱ		2		30			
	・外国語科目（初修外国語）							
	ドイツ語入門Ⅰ		2		30			
	ドイツ語入門Ⅱ		2		30			
	フランス語入門Ⅰ		2		30			
	フランス語入門Ⅱ		2		30			
	中国語入門Ⅰ		2		30			
	中国語入門Ⅱ		2		30			
	朝鮮語入門Ⅰ		2		30			
	朝鮮語入門Ⅱ		2		30			
	・情報基礎科目							
	情報基礎（情報社会と情報倫理を含む）	2		30				
	教養科目							
	別冊（授業科目ガイド）参照							

授業科目 区分	領域	授業科目名	単位 必修	単位 選択	授業時間数 講義	授業時間数 演習	授業時間数 実習	卒業必要単位	
専門基礎科目	医療・保健基礎科目	解剖生理学A	2		30			必修科目21単位	
		解剖生理学B	2			60			
		生化学A	1		15				
		病理学	1			30			
		疾病・治療論A	1			30			
		疾病・治療論B	1			30			
		疾病・治療論C	1			30			
		疾病・治療論D	1			30			
		医療遺伝学	1		15				
		微生物学概論	1			30			
		薬理学	1			30			
		公衆衛生学A	1		15				
		栄養学総論	1		15				
		疫学	2		30				
		保健統計学	2		30				
		医療と社会福祉学	1		15				
		カウンセリング論	1		15				
専門科目	学域共通科目	生命倫理学	2		30			75単位以上（必修科目73単位＋選択科目2単位以上） 保健師科目を除く	
		人間支援科学論	1		15				
		コラボレーション論	2		30				
		コミュニケーション論	1		15				
		ケアリング論		2	30				
	基礎看護学	看護学概論	2		30				
		基礎看護技術学Ⅰ	1		15				
		基礎看護技術学Ⅱ	2			60			
		基礎看護技術学Ⅲ	2			60			
		看護過程展開論	1			30			
		看護管理学	1		15				
		看護教育学	1		15				
		基礎看護学実習Ⅰ	1				45		
		基礎看護学実習Ⅱ	2				90		
	療養支援看護学	療養支援看護学概論	2		30				
		病態看護論	2			60			
		療養支援論：急性Ⅰ	1		15				
		療養支援論：急性Ⅱ	1			30			
		療養支援論：慢性Ⅰ	1		15				
		療養支援論：慢性Ⅱ	1			30			
		療養支援論：がん	1		15				
		療養支援論：感染	1			30			
		療養支援看護学実習：急性	3				135		
		療養支援看護学実習：慢性	3				135		
	生活支援看護学	生活支援看護学概論：老年	1		15				
		生活支援看護学概論：在宅	1		15				
		生活支援看護学概論：精神	1		15				
		生活支援論：老年Ⅰ	1		15				
		生活支援論：老年Ⅱ	1			30			
		生活支援論：在宅Ⅰ	1		15				
		生活支援論：在宅Ⅱ	1			30			
		生活支援論：精神Ⅰ	1		15				
		生活支援論：精神Ⅱ	1			30			
		生活支援看護学実習：老年	3				135		
		生活援助実習	1				45		
		生活支援看護学実習：在宅	2				90		
		生活支援看護学実習：精神	2				90		
		公衆衛生看護学概論	2		30				
		公衆衛生看護学Ⅰ	2		30				
		保健師科目：公衆衛生看護学Ⅱ		2		60			
		保健師科目：公衆衛生看護学Ⅲ		2		60			
		保健師科目：保健医療福祉行政論		2	30				
		保健師科目：公衆衛生看護学実習		5			225		
	家族支援看護学	家族支援看護学概論：母性	1		15				
		家族支援看護学概論：小児	1		15				
		家族看護論	2		30				
		家族支援論：母性Ⅰ	1		15				
		家族支援論：母性Ⅱ	1			30			
		家族支援論：小児Ⅰ	1		15				
		家族支援論：小児Ⅱ	1			30			
		家族支援看護学実習：母性	2				90		
		家族支援看護学実習：小児	2				90		
	看護の統合と実践	研究方法論	1		15				
		総合研究	2				90		
		国際保健		1	15				
		災害支援看護論		1	15				
		セクシュアリティと看護		1	15				
		看護援助論		1	15				
		総合実習	2				90		

（注1）※自由選択枠：共通教育科目の所要単位を超えて修得した単位並びに他学類又は他学域が開設する専門科目のうち自由選択枠として別に定める科目。

（注2）※2年次編入生は選択科目とする。

◆　標準履修課程表（共通教育科目）

授業科目				単位数		開講年次・時間数								備考
						1年次		2年次		3年次		4年次		
区分			授業科目名	必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
共通教育科目	導入科目		初年次ゼミナール（注１） ※別冊「授業科目ガイド（高等教育推進機構提供科目）」参照	2		30								中百舌鳥
	教養科目		憲法	2			30							羽曳野
			＜選択科目＞ ※別冊「授業科目ガイド（高等教育推進機構提供科目）」参照											中百舌鳥（羽曳野）
	基盤科目	健康スポーツ科学科目	健康・スポーツ科学概論		2		30							中百舌鳥
			健康・スポーツ科学演習Ⅰ		2		30							
			健康・スポーツ科学演習Ⅱ		2				30					
		外国語科目（初修外国語）	中国語入門Ⅰ		2	30								
			中国語入門Ⅱ		2		30							
			朝鮮語入門Ⅰ		2	30								
			朝鮮語入門Ⅱ		2		30							
			ドイツ語入門Ⅰ		2	30								
			ドイツ語入門Ⅱ		2		30							
			フランス語入門Ⅰ		2	30								
			フランス語入門Ⅱ		2		30							
		外国語科目（英語）	Academic English IA	2		30								羽曳野
			Academic English IB	2		30								
			Academic English IIA	2			30							
			Academic English IIB	2			30							
			Academic English III	2				30						
			Academic English IV	2					30					
		情報基礎科目	情報基礎 （情報社会と情報倫理を含む）	2		30								中百舌鳥

（注1）　2年次編入生は選択科目とする

◆履修課程表 （専門基礎科目、専門科目）

		授業科目	単位数		配当年次・授業時間数								備考
					1年次		2年次		3年次		4年次		
			必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	( )内は実習時間数
専門基礎科目	医療・保健基礎科目	解剖生理学A	2		30								
		解剖生理学B	2			60							
		生化学A	1			15							
		病理学	1				30						
		疾病・治療論A	1				30						
		疾病・治療論B	1				30						
		疾病・治療論C	1				30						
		疾病・治療論D	1				30						
		医療遺伝学	1					15					
		微生物学概論	1			30							
		薬理学	1				30						
		公衆衛生学A	1		15								
		栄養学総論	1				15						
		疫学	2					30					
		保健統計学	2						30				
		医療と社会福祉学	1			15							
		カウンセリング論	1			15							
専門科目	学域共通科目	生命倫理学	2		30								
		人間支援科学論	1				15						
		コラボレーション論	2					30					
		コミュニケーション論	1		15								
		ケアリング論		2		30							(中百舌鳥キャンパス開講)
	基礎看護学	看護学概論	2		30								
		基礎看護技術学Ⅰ	1			15							
		基礎看護技術学Ⅱ	2				60						
		基礎看護技術学Ⅲ	2					60					
		看護過程展開論	1				30						
		看護管理学	1									15	
		看護教育学	1									15	
		基礎看護学実習Ⅰ	1			45							
		基礎看護学実習Ⅱ	2					90					
	療養支援看護学	療養支援看護学概論	2				30						
		病態看護論	2					60					
		療養支援論：急性Ⅰ	1					15					
		療養支援論：急性Ⅱ	1						30				
		療養支援論：慢性Ⅰ	1					15					
		療養支援論：慢性Ⅱ	1						30				
		療養支援論：がん	1						15				
		療養支援論：感染	1				30						
		療養支援看護学実習：急性	3							＊	＊		(135)
		療養支援看護学実習：慢性	3							＊	＊		(135)
	生活支援看護学	生活支援看護学概論：老年	1				15						
		生活支援看護学概論：在宅	1				15						
		生活支援看護学概論：精神	1				15						
		生活支援論：老年Ⅰ	1					15					
		生活支援論：老年Ⅱ	1						30				
		生活支援論：在宅Ⅰ	1					15					
		生活支援論：在宅Ⅱ	1						30				
		生活支援論：精神Ⅰ	1					15					
		生活支援論：精神Ⅱ	1						30				
		生活支援看護学実習：老年	3							＊	＊		(135)
		生活援助実習	1							＊	＊		(45)
		生活支援看護学実習：在宅	2							＊	＊		(90)
		生活支援看護学実習：精神	2							＊	＊		(90)
		公衆衛生看護学概論	2			30							
		公衆衛生看護学Ⅰ	2					30					

			授業科目	単位数		配当年次・授業時間数								備考
						1年次		2年次		3年次		4年次		
				必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	( )内は実習時間数
専門科目	生活支援看護学	保健師科目	☆公衆衛生看護学Ⅱ		2					60				
			☆公衆衛生看護学Ⅲ		2							60		
			☆保健医療福祉行政論		2								30	
			☆公衆衛生看護学実習		5								＊	(225)
	家族支援看護学		家族支援看護学概論:母性	1				15						
			家族支援看護学概論:小児	1				15						
			家族看護論	2						30				
			家族支援論:母性Ⅰ	1					15					
			家族支援論:母性Ⅱ	1						30				
			家族支援論:小児Ⅰ	1					15					
			家族支援論:小児Ⅱ	1						30				
			家族支援看護学実習:母性	2							＊	＊		(90)
			家族支援看護学実習:小児	2							＊	＊		(90)
	看護の統合と実践		研究方法論	1							15			
			総合研究	2								＊	＊	(90)
			国際保健		1					15				
			災害支援看護論		1								15	
			セクシュアリティと看護		1		15							
			看護援助論		1					15				
			総合実習	2								＊		(90)
専門科目	教職科目		☆学校保健	2						30				
			☆養護概説	2						30				

（注１）＊印は、開講時期を表します。
（注２）☆印は、卒業要件の選択科目の単位数には含まれません。

■養護教諭免許状取得に必要な『教育の基礎的理解に関する科目等』

授業科目	単位数		配当年次・授業時間数								備考
			1年次		2年次		3年次		4年次		
	必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
教職論	2		受講年次、隔年開講の科目、開講時期（前期・後期・集中など）については、毎年発行される「時間割」等で確認すること。								
特別支援教育概論	2										
総合的な学習の時間（概論）	1										
教育の基礎Ⅰ（思想と歴史）	1										
教育の基礎Ⅱ（社会と制度）	1										
教育心理学	2										
道徳及び特別活動の指導法	2										
学校教育相談	2										
教育方法学	2										
教育課程論	2										
生徒指導論	2										
養護実習指導	1										
養護実習	4										
教職実践演習（養護教諭）	2										

（注1）養護教諭免許状取得に必要な科目と単位数については、入学年度の「教職課程の手引」を参照すること。
（注2）卒業要件には含まれません。

2） 看護師履修モデル　　※このモデルは履修の一例である。卒業要件等は各自で確認すること。

区分	1年次 科目名	前期	後期	単位	2年次 科目名	前期	後期	単位	3年次 科目名	前期	後期	単位	4年次 科目名	前期	後期	単位	必要単位
共通教育科目	初年次ゼミナール	◎		2	Academic EnglishⅢ	◎		2									（28単位以上 必修科目18単位＋選択科目10単位以上）.
	Academic English ⅠA	◎		2	Academic EnglishⅣ		◎	2									
	Academic English ⅠB	◎		2													
	Academic English ⅡA		◎	2													
	Academic English ⅡB		◎	2													
	憲法		◎	2													
	情報基礎	◎		2													
	（初修外国語）	○	○	2													
	（教養科目）	○	○	2													
	（教養科目）	○	○	2													
	（教養科目）	○	○	2													
	（教養科目）	○	○	2													
	12科目			24	2科目			4	0科目			0	0科目			0	28
専門基礎科目	解剖生理学A	◎		2	病理学	◎		1	保健統計学	◎		2					（必修科目21単位）
	解剖生理学B		◎	2	疾病・治療論A	◎		1									
	生化学A		◎	1	疾病・治療論B	◎		1									
	微生物学概論		◎	1	疾病・治療論C	◎		1									
	公衆衛生学A	◎		1	疾病・治療論D	◎		1									
	医療と社会福祉学		◎	1	医療遺伝学		◎	1									
	カウンセリング論		◎	1	薬理学	◎		1									
					疫学		◎	2									
					栄養学総論	◎		1									
	7科目			9	9科目			10	1科目			2	0科目			0	21
専門科目	生命倫理学	◎		2	コラボレーション論		◎	2	療養支援論:急性Ⅱ	◎		1	看護管理学		◎	1	（75単位以上 必修科目73単位＋選択科目2単位以上）
	コミュニケーション論	◎		1	人間支援科学論	◎		1	療養支援論:慢性Ⅱ	◎		1	看護教育学		◎	1	
	看護学概論	◎		2	基礎看護技術学Ⅱ	◎		2	療養支援論:がん	◎		1	総合研究	◎	◎	2	
	基礎看護技術学Ⅰ		◎	1	基礎看護技術学Ⅲ		◎	2	生活支援論:老年Ⅱ	◎		1	災害支援看護論 (注4)		○	1	
	基礎看護学実習Ⅰ		◎	1	看護過程展開論	◎		1	生活支援論:在宅Ⅱ	◎		1	総合実習	◎		2	
	公衆衛生看護学概論		◎	2	基礎看護学実習Ⅱ		◎	2	生活支援論:精神Ⅱ	◎		1					
	ケアリング論 (注4)		○	2	療養支援看護学概論	◎		2	家族看護論	◎		2					
					病態看護論		◎	2	家族支援論:母性Ⅱ	◎		1					
					療養支援論:急性Ⅰ		◎	1	家族支援論:小児Ⅱ	◎		1					
					療養支援論:慢性Ⅰ		◎	1	研究方法論		◎	1					
					療養支援論:感染	◎		1	国際保健 (注4)	○		1					
					生活支援看護学概論:老年	◎		1	看護援助論 (注4)	○		1					
					生活支援看護学概論:在宅	◎		1	療養支援看護学実習:急性		◎	3		◎			
					生活支援看護学概論:精神	◎		1	療養支援看護学実習:慢性		◎	3		◎			
					生活支援論:老年Ⅰ		◎	1	生活支援看護学実習:老年		◎	3		◎			
					生活支援論:在宅Ⅰ		◎	1	生活援助実習		◎	1	3年生後期から	◎			
					生活支援論:精神Ⅰ		◎	1	生活支援看護学実習:在宅		◎	2	4年生前期	◎			
					公衆衛生看護学Ⅰ		◎	2	生活支援看護学実習:精神		◎	2		◎			
					家族支援看護学概論:母性	◎		1	家族支援看護学実習:母性		◎	2		◎			
					家族支援看護学概論:小児	◎		1	家族支援看護学実習:小児		◎	2		◎			
					家族支援論:母性Ⅰ		◎	1									
					家族支援論:小児Ⅰ		◎	1									
	6科目			9	22科目			29	20科目			30	13科目			7	75
自由選択枠	（共通教育科目）		○	2													（4単位以上）
	（共通教育科目）		○	2													
	2科目			4	0科目			0	0科目			0	0科目			0	4
計	27科目			46	33科目			43	21科目			32	13科目			7	128

(注1)◎印は必修科目、○印は選択科目を示す。
(注2)合計単位は看護学類としての 卒業必要単位を示す。
(注3)自由選択枠として認める単位は、共通教育科目の所要単位を超えて修得した単位並びに他学類又は他学域が開設する専門科目を履修し修得した単位とする。
(注4)卒業要件として、専門科目の選択科目から2単位を履修することが必要

3） 看護師・保健師履修モデル

※このモデルは履修の一例である。卒業要件等は各自で確認すること。

区分	1年次 科目名	前期	後期	単位	2年次 科目名	前期	後期	単位	3年次 科目名	前期	後期	単位	4年次 科目名	前期	後期	単位	必要単位
共通教育科目	初年次ゼミナール	◎		2	Academic EnglishⅢ(注6)	◎		2									（28単位以上 必修科目18単位＋選択科目10単位以上）
	Academic English ⅠA	◎		2	Academic EnglishⅣ(注6)		◎	2									
	Academic English ⅠB	◎		2													
	Academic English ⅡA		◎	2													
	Academic English ⅡB		◎	2													
	憲法(注6)		◎	2													
	情報基礎(注6)	◎		2													
	健康・スポーツ科学概論(注6)		○	2													
	健康・スポーツ科学演習 Ⅰ またはⅡ(注6)		○	2													
	（初修外国語）	○	○	2													
	（教養科目）	○	○	2													
	（教養科目）	○	○	2													
	13科目			24	2科目			4	0科目			0	0科目			0	28
専門基礎科目	解剖生理学A	◎		2	病理学	◎		1	保健統計学	◎		2					（必修科目21単位）
	解剖生理学B		◎	2	疾病・治療論A	◎		1									
	生化学A		◎	1	疾病・治療論B	◎		1									
	微生物学概論		◎	1	疾病・治療論C	◎		1									
	公衆衛生学A	◎		1	疾病・治療論D	◎		1									
	医療と社会福祉学		◎	1	医療遺伝学		◎	1									
	カウンセリング論		◎	1	薬理学	◎		1									
					疫学		◎	2									
					栄養学総論	◎		1									
	7科目			9	9科目			10	1科目			2	0科目			0	21
専門科目	生命倫理学	◎		2	コラボレーション論		◎	2	療養支援論:急性Ⅱ	◎		1	看護管理学		◎	1	（75単位以上 必修科目73単位＋選択科目2単位以上）
	コミュニケーション論	◎		1	人間支援科学論	◎		1	療養支援論:慢性Ⅱ	◎		1	看護教育学		◎	1	
	看護学概論	◎		2	基礎看護技術学Ⅱ	◎		2	療養支援論:がん	◎		1	公衆衛生看護学Ⅲ ※	○		2	
	基礎看護技術学 Ⅰ		◎	1	基礎看護技術学Ⅲ		◎	2	生活支援論:老年Ⅱ	◎		1	保健医療福祉行政論※		○	2	
	基礎看護学実習 Ⅰ		◎	1	看護過程展開論	◎		1	生活支援論:在宅Ⅱ	◎		1	公衆衛生看護学実習※		○	5	
	公衆衛生看護学概論		◎	2	基礎看護学実習Ⅱ		◎	2	生活支援論:精神Ⅱ	◎		1	総合研究	◎	◎	2	
	ケアリング論 (注4)		○	2	療養支援看護学概論	◎		2	公衆衛生看護学Ⅱ ※	○		2	災害支援看護論 (注4)(注5)		○	1	
					病態看護論		◎	2	家族看護論	◎		2	総合実習	◎		2	
					療養支援論:急性 Ⅰ		◎	1	家族支援論:母性Ⅱ	◎		1					
					療養支援論:慢性 Ⅰ		◎	1	家族支援論:小児Ⅱ	◎		1					
					療養支援論:感染	◎		1	研究方法論		◎	1					
					生活支援看護学概論:老年	◎		1	国際保健 (注4)	○		1					
					生活支援看護学概論:在宅	◎		1	看護援助論 (注4)	○		1					
					生活支援看護学概論:精神	◎		1	療養支援看護学実習:急性		◎	3		◎			
					生活支援論:老年 Ⅰ		◎	1	療養支援看護学実習:慢性		◎	3		◎			
					生活支援論:在宅 Ⅰ		◎	1	生活支援看護学実習:老年		◎	3		◎			
					生活支援論:精神 Ⅰ		◎	1	生活援助実習		◎	1	3年生後期から	◎			
					公衆衛生看護学 Ⅰ		◎	2	生活支援看護学実習:在宅		◎	2	4年生前期	◎			
					家族支援看護学概論:母性	◎		1	生活支援看護学実習:精神		◎	2		◎			
					家族支援看護学概論:小児	◎		1	家族支援看護学実習:母性		◎	2		◎			
					家族支援論:母性 Ⅰ		◎	1	家族支援看護学実習:小児		◎	2		◎			
					家族支援論:小児 Ⅰ		◎	1									
	6科目			9	22科目			29	21科目			32	16科目			16	86
自由選択枠	（共通教育科目）		○	2													（4単位以上）
	（共通教育科目）		○	2													
	2科目			4	0科目			0	0科目			0	0科目			0	4
計	28科目			46	33科目			43	22科目			34	16科目			16	139

(注1)◎印は必修科目、○印は選択科目を示す。※は保健師科目を示す。

(注2)合計単位は看護師・保健師を目指す場合の必要単位。( )内は看護学類としての 卒業必要単位を示す。

(注3)自由選択枠として認める単位は、共通教育科目の所要単位を超えて修得した単位並びに他学類又は他学域が開設する専門科目を履修し修得した単位とする。

(注4)卒業要件として、専門科目の選択科目から2単位を履修することが必要

(注5)保健師の推奨科目。

(注6)養護教諭二種免許状取得に必要な科目。

4）看護師・養護教諭一種履修モデル

※このモデルは履修の一例である。卒業要件等は各自で確認すること。

区分	1年次				2年次				3年次				4年次				必要単位
	科目名	前期	後期	単位	科目名	前期	後期	単位	科目名	前期	後期	単位	科目名	前期	後期	単位	
共通教育科目	初年次ゼミナール	◎		2	Academic EnglishⅢ※	◎		2									（28単位以上 必修科目18単位 ＋ 選択科目10単位以上）
	Academic English ⅠA	◎		2	Academic EnglishⅣ※		◎	2									
	Academic English ⅠB	◎		2													
	Academic English ⅡA		◎	2													
	Academic English ⅡB		◎	2													
	憲法※		◎	2													
	情報基礎※	◎		2													
	健康・スポーツ科学概論※		○	2													
	健康・スポーツ科学演習 Ⅰ またはⅡ※		○	2													
	（初修外国語）	○	○	2													
	（教養科目）	○	○	2													
	（教養科目）	○	○	2													
	12科目			24	2科目			4	0科目			0	0科目			0	28
専門基礎科目	解剖生理学A※	◎		2	病理学	◎		1	保健統計学	◎		2					（必修科目21単位）
	解剖生理学B		◎	2	疾病・治療論A	◎		1									
	生化学A※		◎	1	疾病・治療論B	◎		1									
	微生物学概論※		◎	1	疾病・治療論C	◎		1									
	公衆衛生学A※	◎		1	疾病・治療論D	◎		1									
	医療と社会福祉学		◎	1	医療遺伝学		◎	1									
	カウンセリング論※		◎	1	薬理学※	◎		1									
					疫学※		◎	2									
					栄養学総論※	◎		1									
	7科目			9	9科目			10	1科目			2	0科目			0	21
専門科目	生命倫理学	◎		2	コラボレーション論		◎	2	療養支援論:急性Ⅱ※	◎		1	看護管理学		◎	1	（75単位以上 必修科目73単位 ＋ 選択科目2単位以上）
	コミュニケーション論	◎		1	人間支援科学論	◎		1	療養支援論:慢性Ⅱ	◎		1	看護教育学		◎	1	
	看護学概論 ※	◎		2	基礎看護技術学Ⅱ※	◎		2	療養支援論:がん	◎		1	総合研究	◎	◎	2	
	基礎看護技術学Ⅰ		◎	1	基礎看護技術学Ⅲ※		◎	2	生活支援論:老年Ⅱ	◎		1	災害支援看護論 (注5)(注6)		○	1	
	基礎看護学実習Ⅰ※		◎	1	看護過程展開論	◎		1	生活支援論:在宅Ⅱ	◎		1	総合実習	◎		2	
	公衆衛生看護学概論※		◎	2	基礎看護学実習Ⅱ		◎	2	生活支援論:精神Ⅱ	◎		1					
	ケアリング論 (注5)		○	2	療養支援看護学概論	◎		2	家族看護論※	◎		2					
					病態看護論		◎	2	家族支援論:母性Ⅱ	◎		1					
					療養支援論:急性Ⅰ※		◎	1	家族支援論:小児Ⅱ	◎		1					
					療養支援論:慢性Ⅰ		◎	1	研究方法論※		◎	1					
					療養支援論:感染	◎		1	国際保健 (注5)	○		1					
					生活支援看護学概論:老年	◎		1	看護援助論 (注5)	○		1					
					生活支援看護学概論:在宅	◎		1	療養支援看護学実習:急性※		◎	3		◎			
					生活支援看護学概論:精神※	◎		1	療養支援看護学実習:慢性※		◎	3		◎			
					生活支援論:老年Ⅰ		◎	1	生活支援看護学実習:老年		◎	3		◎			
					生活支援論:在宅Ⅰ		◎	1	生活援助実習		◎	1	3年生後期から	◎			
					生活支援論:精神Ⅰ※		◎	1	生活支援看護学実習:在宅		◎	2	4年生前期	◎			
					公衆衛生看護学Ⅰ※		◎	2	生活支援看護学実習:精神		◎	2		◎			
					家族支援看護学概論:母性※	◎		1	家族支援看護学実習:母性		◎	2		◎			
					家族支援看護学概論:小児※	◎		1	家族支援看護学実習:小児※		◎	2		◎			
					家族支援論:母性Ⅰ		◎	1									
					家族支援論:小児Ⅰ※		◎	1									
	6科目			9	22科目			29	20科目			31	13科目			7	76
自由選択枠	（共通教育科目）		○	2													（4単位以上）
	（共通教育科目）		○	2													
	2科目			4	0科目			0	0科目			0	0科目			0	4
資格科目	教職論※	○		2	学校教育相談※	○		2	学校保健※	○		2	養護実習指導※	○		1	
	教育の基礎Ⅰ（思想と歴史）※	○		1	教育方法学※	○		2	養護概説※	○		2	養護実習※	○		4	
	教育の基礎Ⅱ（社会と制度）※	○		1	教育課程論※	○		2	生徒指導論※	○		2	教職実践演習（養護教諭）※		○	2	
	教育心理学※	○		2													
	道徳及び特別活動の指導法※	○		2													
	特別支援教育概論※	○		2													
	総合的な学習の時間（概論）	○		1													
	7科目			11	3科目			6	3科目			6	3科目			7	30
計	34科目			57	36科目			49	24科目			39	10科目			14	159

(注1)◎印は必修科目、○印は選択科目、※は養護教諭一種免許状取得に必要な科目

(注2)＿＿の科目の時期は未定

(注3)合計単位は看護師・養護教諭一種を目指す場合の必要単位。(　)内は看護学類としての 卒業必要単位を示す。

(注4)自由選択枠として認める単位は、共通教育科目の所要単位を超えて修得した単位並びに他学類又は他学域が開設する専門科目を履修し修得した単位とする。

(注5)卒業要件として、専門科目の選択科目から2単位を履修することが必要

(注6)養護教諭の推奨科目。

９　単位の算定基準

本学類において開講する授業科目と卒業に必要な単位数については、大阪府立大学地域保健学域規程で定めています。授業科目の単位数は、原則として、授業の形態により次の基準で計算します。各々の授業科目については、ホームページのシラバスに記載しています。

【講義・演習】
講義及び演習は、１５時間から３０時間までの範囲で定める時間の授業をもって１単位とします。
【実験・実習・実技】
実験・実習及び実技は、３０時間から４５時間までの範囲で定める時間の授業をもって１単位とします。

大学では一般に９０分授業を２時間と解し、多くの講義・演習の場合、１週９０分（＝２時間）×１５週の授業＝３０時間　を２単位としています。１単位を修得するためには４５時間学習することが基本となっていることから、２単位を修得するためには、９０時間の学習、つまり、２時間の授業に対して、その倍（４時間）の学習（予習・復習・宿題等）を行う必要があります。

１０　受講申請（※詳細は「受講申請の手引き」を参照して下さい。）

（１）科目を履修するには、受講申請期間中に学内及び学外のパソコンよりＷｅｂ入力によって申請しなければなりません。
（２）受講申請期間後の申請あるいは申請科目の変更は認められません。ただし、担当教員が特別の事由があると認めた場合に限り、受理されることがあります。
（３）受講申請のできる科目は、当該学年度の開講科目及び前年度までの再履修科目とし、同一授業時間内における重複申請及び既に単位取得した科目の再受講申請は認められません。
（４）申請入力後、申請できているかどうかを確認するための「受講申請確認書」を出力することができますので、プリントアウトし、内容を確認してください。
（５）選択科目については、履修人数を制限することがあります。中百舌鳥キャンパスで開講される共通教育科目（導入科目・教養科目・基盤科目）については、教室収容人数の関係で事前申込みの上、抽選の結果、履修が認められることとなります。
（６）科目のうち実習科目については、別に定める先修条件を満たしていなければ、受講申請をすることができません。（「１７　実習」を参照）
（７）ＧＰＡ対象科目について、学生アドバイザー（担任）の承認が得られる場合に限り、２科目以内で取り消すことができます。ただし、本学類では必修科目が多く、選択科目であっても「履修中止制度」を利用すると卒業延期につながる場合がありますので、本制度の利用に当たっては、学生アドバイザーと十分に相談してください。（ＧＰＡについては１２・１３を参照。）
　＜履修中止が認められる場合＞
　・健康上の理由などで受講が困難と認められる場合
　・授業内容が公開されている『授業科目概要』と違っていた場合
　・授業についていけるだけの知識不足が発覚した場合
（８）１年間に履修科目として登録できる単位数は、５０単位までとなっており、さらに半期の上限は２６単位となっています。ただし、１年次生は、前期は２４単位まで、後期は２６単位までとなっています。
（９）受講を承認されなかった者は、他の科目を改めて受講申請することができます。

１１　前期末・後期末試験及び単位の修得

大学では、授業科目の単位を修得するために試験（筆記、実技、レポート）が実施されます。試験はあらかじめ受講申請した科目のみ受験することができます。試験を受けることができる学生は、その科目の出席日数が３分の２以上であり、臨地実習については、出席日数が５分の４以上でなければなりません。実施時期は、概ね下記のとおりですので、各自掲示に注意し、未受験のないようにしてください。

前期末試験	８月上旬
後期末試験	２月上旬～２月中旬

★詳細な日程は、掲示板で発表します。

１）試験に際しての注意事項

（１）　試験開始までに入室し、監督者の指示に従うこと。
（２）　試験を受ける際には、「学生証」を必ず机上に提示すること。
（３）　当日、「学生証」を忘れた場合は、学生グループで仮受験票の交付を受けること。
（４）　持ち込み条件が指示されていない場合は、筆記用具、時計、学生証以外は机上に置かないこと。
（５）　スマートフォンや携帯電話等は電源を切り、カバンの中にしまっておくこと。
（６）　試験開始後、３０分を経過したときは、受験できない。
（７）　解答用紙は、答案の記入の有無を問わず、学籍番号、名前を必ず記入して提出すること。
（８）　病気等の理由で試験をやむなく欠席する場合は、すみやかに学生グループ教務担当に連絡すること。
（９）　正当な理由がないのに欠席した者については、追試験の受験を認めない。
(10)　追・再試験願については、所定の期日までに手続きを行うこと。
(11)　次のことをすると不正行為となります。
　ア　カンニング（カンニングペーパー・参考書・他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わることなど）をすること。
　イ　他の受験者に答えを教えたりカンニングの手助けをすること。
　ウ　試験時間中に、監督者の許可なく問題用紙を試験室から持ち出すこと。
　エ　解答用紙を試験室から持ち出すこと。
　オ　「解答はじめ」の指示の前に、問題用紙を開いたり解答を始めること。
　カ　試験時間中に、携帯電話や電子辞書、ＩＣレコーダー等の電子機器類を使用すること。
　キ　試験時間中に監督者の許可なく定規、コンパス、電卓等の補助具を使用すること。
　ク　「試験終了」の指示に従わず、鉛筆や消しゴムを持っていたり解答を続けること。
(12) 不正行為を行った学生は，下記の単位無効処分を受ける。
　◎共通教育科目の試験の場合には，当該学期の共通教育科目における履修中科目の単位（通年科目を含む）を全て無効とする。
　◎共通教育科目を除く科目区分の試験の場合には，当該学期の共通教育科目を除く科目区分における履修中科目の単位（通年科目を含む）を全て無効とする。ただし，実験・実習科目についてはこの限りではない。
　なお，上記の単位無効処分において通年科目で不正行為を行った場合には，不正行為を行った試験実施日の属する学期の履修中科目を処分対象とする。
(13) 不正行為を行った学生は，学則に基づいた懲戒処分（訓告，停学，退学）の対象になることもある。

２）試験欠席及び追試験

病気やその他やむを得ない理由により試験を欠席した場合には、追試験を行うことがあります。

追試験の受験を願い出る者は、必ず試験前もしくは試験当日中に学生グループに連絡し、試験の行われた日から３日以内（試験日を含む）にその理由を証する証明書（病気の場合は医師の診断書（感染症の場合は登校許可書（治癒証明書）でも可）、公共交通機関遅延・運休の場合は延着証明書等）を添えて、試験欠席届及び追試験願を担当教員に提出し、担当教員の承認印を受けた後、追試験願を学生グループに提出しなければなりません。

担当教員において試験欠席の理由が正当と認められた場合に限り、追試験を受けることができます。正当な理由が無く、また、無断で欠席した場合には、追試験を受験することはできません。

追試験の受験を認められた者は、後日、日程等を掲示します。

なお、試験欠席届および追試験願には押印が必要です。

３）再試験

試験の成績が不合格となった科目については、再試験を行うことがあります。

（※再試験は、前期では８月下旬頃に、後期では３月上旬頃に実施の予定です。）

なお、再試験の結果は、Ｃ（６０点）又はＤ（６０点未満）のみとなります。

４）追実習

単位認定に必要な実習日数を満たすことができなかった者で追実習を受けようとする者は、追実習願に理由を証する証明書を添えて担当教員に提出し、担当教員において欠席の理由が正当と認められる場合に限り、承認印を受けた後、追実習願を学生グループに提出することにより、追実習を受けることができます。

なお、「療養支援看護学実習：急性」、「療養支援看護学実習：慢性」、「生活支援看護学実習：老年」、「生活援助実習」、「生活支援看護学実習：在宅」、「生活支援看護学実習：精神」、「家族支援看護学実習：母性」、「家族支援看護学実習：小児」、「総合実習」に関しては、３年次後期、４年次前期に受講申請した実習を各期につき合計１８０時間以内に限り、追実習を受けることができます。

５）再履修

試験に合格しなかった者又は試験を受けなかった者がその授業科目の単位を修得しようとするときは、翌年度以降に改めて受講申請をして、再履修しなければなりません。

６）既修得単位の認定

大学又は短期大学等において履修した科目について修得した単位を、本学における科目履修により修得したものとみなすことができる既修得単位について、その認定を受けようとする者は、既修得単位認定願を所定の期日までに学生グループに提出しなければなりません。

なお、２年次編入生に関しては、共通教育科目について、２８単位を上限とし、個別に審査のうえ認定します。また、専門基礎科目、専門科目、自由選択枠科目についても同様に、内容等により認定する場合があります。

１２　成績評価

成績は、授業科目ごとに、次のように評価されます。

判　定	合		格		不合格
評　語	A＋	A	B	C	D
点　数	100以下～90以上	90未満～80以上	80未満～70以上	70未満～60以上	60未満
G　P	4	3	2	1	0

成績の発表は、A＋、A、B、C、Dの評語により行います。
また、学業成績を総合的に評価する基準としてＧＰＡ（Grade Point Average）を用います。

1）ＧＰＡ（Grade Point Average）について

評語A＋からDは、それぞれ４から０までのＧＰ（Grade Point）に対応します。
次の算式でその平均値（ＧＰＡ）を算出し、履修簿にも記載します。

$$GPA = \frac{\sum（当該科目で得たGP値\times その科目の単位数）}{履修登録した総単位数}$$

ＧＰＡは、１単位あたりで見た平均の成績を表すもので、直近の学期の成績を基に算出します。これは学生の達成度を客観的に評価するための指標となり、成績証明書にはその時点での累積ＧＰＡ(下記参照)を記載します。

$$累積GPA = \frac{各学期で得た各科目のＧＰ値\times その科目の単位数の合計}{各学期で履修登録した単位数の合計}$$

2）成績評価についての異議申し立て

当該期の成績評価について、次のような場合に異議を申し立てることができます。

(1) 成績の誤記入等、担当教員の誤りであると思われる場合
(2) シラバス等により周知している成績評価の方法に照らして、評価結果等について疑義がある場合

(申し立ての方法)

異議申し立てを行う場合は、定められた期間内（学生ポータルに掲示する。）に授業担当者又は学生グループに申し出てください。

１３　ＧＰＡとＣＡＰ制

前述のとおり、ＧＰＡには不合格となった科目も含まれます。また、一度申請した科目は最後まで履修することが原則であり、やむを得ない理由がない受講申請の取り下げは認められません。したがって、申請した卒業に必要なすべての科目がＧＰＡの対象となります。

申請したすべての科目について充分な学習時間を確保するため、本学ではＣＡＰ制を設けています。ＣＡＰ制とは、一定期間（前期・後期の半期、一年間等）において受講申請できるＧＰＡ対象科目の合計単位数の上限を設ける制度です。

大学における１単位は授業時間外の学習時間を含めた４５時間の学習を要する教育内容をもって構成されており、授業時間外の学習時間を確保するため、本学では受講申請の上限を年間５０単位としています（半期の上限２６単位）。さらに、１年前期においては半期の上限を２４単位としています。これは、１年前期に大学での学習態度を身につけることが、その後の大学での学習にとって非常に重要な影響を及ぼすと考えるからです。

なお、ＧＰＡ３．０以上の成績優秀者は、次期のＣＡＰ上限が４単位引き上げられます。また、２年次編入生は既修得単位の認定状況を考慮します。

１４　履修簿の確認

学生が申請した授業科目の履修状況を確認できるよう、修得した授業科目の成績を＜Ａ＋・Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ＞で表示した「履修簿」を、前、後期試験終了後の所定期間にＷｅｂ上で確認ができますので各自で確認を行ってください。

１５　授業に関する連絡

授業に関する連絡（休講・補講・試験・時間割・実習等）は、特別な場合を除き、全て【掲示】により伝達します。登校したら、必ず掲示板を見るように習慣づけてください。伝達された掲示を見ないで、不利が生じても、特別な救済は行われません。
（休講、補講の情報については、本学のホームページから確認することもできますが、授業当日等直前に決まった休講については、ホームページに掲載することができない場合があります。）

★　授業欠席時の取扱いについて

学生が授業を欠席する場合、原則として欠席届を担当教員に提出してください。なお、欠席理由（実習、教育実習、介護等の体験、病気、クラブ活動、忌引き等）の如何を問わず、授業科目の成績評価等に関する取扱いについては、担当教員の判断によることとします。

（欠席届の用紙は、本学ホームページからダウンロードできる。）

１６　交通機関の運行停止等に伴う授業の取り扱い

１）交通機関の運行停止の場合

⑴ 各キャンパスにおける授業の取扱いは以下のとおりとする。

・中百舌鳥キャンパス
南海高野線が全面的に運行を停止したとき、またはJR阪和線と南海本線が同時に運行を全面的に停止したときは、授業を行わない。

・羽曳野キャンパス
近鉄南大阪線が運行を全面的に停止したとき、または近鉄バスの藤井寺駅前～府立医療センター間及び古市駅前～大阪府立大学羽曳野キャンパス・府立医療センター間の両方が運行を全面的に停止したときは、授業を行わない。

・りんくうキャンパス
JR阪和線と南海本線が同時に運行を全面的に停止したときは授業を行わない。

⑵ JR大阪環状線とOsaka Metro（旧 大阪市営地下鉄）が同時に運行を全面的に停止したときは、授業を行わない。

ただし、⑴、⑵の場合とも、午前7時までに運行を開始したときは、平常どおり授業を行い、午前11時までに運行を開始したときは、午後の授業を行う。

なお、午前9時以降における授業の実施については、上記の取扱いを原則としつつ、状況に応じて例外の判断をする場合がある。その際には、本学ポータルにより周知する。

２）暴風警報・特別警報が発令された場合

各キャンパスにおける授業の取扱いは以下のとおりとする。

・中百舌鳥キャンパス
大阪府に特別警報、または堺市に暴風警報が発令されているときは、授業を行わない。

・羽曳野キャンパス
大阪府に特別警報、または羽曳野市に暴風警報が発令されているときは、授業を行わない。

・りんくうキャンパス
大阪府に特別警報、または泉佐野市に暴風警報が発令されているときは、授業を行わない。

また、いずれにおいても午前7時の時点で警報が発令されているときは、当日午前の授業を行わず、午前11時の時点で警報が発令されているときは、当日それ以降の授業を行わない。
ただし、午前9時以降における授業の実施の判断は、上記の取扱いを原則としつつ、状況に応じて例外の判断をする場合がある。その際には、本学ポータルにより周知する。
なお、学外実習などは、前記事項を踏まえ担当教員の指示により授業を行わないことがある。

（注意事項）上記にかかわらず、特別警報、暴風警報が発令された時や居住地域に避難勧告が発令された時は、自らの身の安全を最優先に行動すること。

3）その他非常時の授業の取扱いについて
上記にかかわらず、学長が学生の安全確保等のため必要があると判断した場合は、休講等の措置を行うことがある。

（注意）その他必要がある場合は、各学域・学部・研究科で別に定めて掲示する。

4）学内実習（帰校日）は「交通機関の運行停止・暴風警報発令時に伴う授業の取扱い」に従う。
実習先での実習は、各自の実習先に同行している「実習担当教員」の指示に従う。

１７　実習

１）実習科目の履修要件

（１）「基礎看護学実習Ⅱ」を履修するには、「看護学概論」、「基礎看護技術学Ⅰ」、「基礎看護技術学Ⅱ」、「看護過程展開論」、「基礎看護学実習Ⅰ」の単位を修得していなければなりません。
（２）３年次後期～４年次前期の「療養支援看護学実習：急性」、「療養支援看護学実習：慢性」、「生活支援看護学実習：老年」、「生活援助実習」、「生活支援看護学実習：在宅」、「生活支援看護学実習：精神」、「家族支援看護学実習：母性」、「家族支援看護学実習：小児」を履修できる者は、「基礎看護学実習Ⅱ」の単位を修得していること及び３年次前期の終了までに修得すべき必修科目のうち、未修得科目数が２科目以下であること。ただし、専門科目については、未修得科目がないこと。
（３）前期開講の未修得科目は、４年次前期の実習履修期間に同時に履修することはできません。従って、半年以上の卒業延期となります。
（４）３年次後期に休学し、実習を履修しなかった場合、原則として４年次前期に開講される実習は履修できません。従って、１年以上の卒業延期となります。
（５）３年次後期～４年次前期に開講される実習（総合実習は除く）のグループ分け、配置、時期は３年次の後期が始まる前に決定します。決定されたグループを変更しての実習はできません。従って、１科目でも実習の単位が未修得の見込みであれば、１年以上の卒業延期となります。
（６）総合実習を履修できる者は、３年次後期～４年次前期に開講されたすべての実習の単位を修得見込みでなければなりません。

２）実習用通学定期券について

実習用通学定期券は、通常の通学定期券と異なり、実習で自宅から実習施設に行くために発行する特別な定期券です。この実習用通学定期券を購入するためには、本学で発行する「実習用通

学証明書」が必要となります。通学証明書を発行するためには、利用する電鉄会社毎に定期券発行の申請を行う必要がありますので、実習の１．５～２ヶ月前に実習用通学区間申請を必ず登録期間内に行ってください。

なお、実習用通学定期券の購入についての詳細は、経路調査票配付時に一緒にお渡ししますので、よく読んで申請してください。

◆実習用通学定期券購入までの流れ◆

実習開始の １．５～２ヶ月前（実習施設の確定後）	説明資料（登録方法等）配付
登録期間	Ｗｅｂ入力による申請
実習開始の１ヶ月前までに各電鉄会社あて定期券発行の申請を行う	利用する学生の名前・実習期間・利用区間・実習施設名等の一覧を電鉄会社毎に提出
申請書類を郵送してから２～３週間後	各電鉄会社より定期券発行の承認
実習の始まる１０日～１週間程前に、学生グループで通学証明書を手渡し（通学証明書が出来次第、掲示します）	実習用通学証明書の発行・配付
実習開始の７日前～当日	各電鉄会社の定期券発売所に学生証を提示の上、通学証明書を提出し定期券を購入

１８　４年次の専門科目履修要件

４年次に進級して「総合研究」を履修するには、３年次終了までに開講された専門科目の単位を修得見込みでなければなりません。

１９　保健師科目の履修

保健師科目（別表１）の履修については、次のとおりとする。

1）「公衆衛生看護学概論」と「公衆衛生看護学Ⅰ」は必修である。「公衆衛生看護学Ⅱ」については、希望する者は履修することができる。

2）「公衆衛生看護学Ⅲ」、「保健医療福祉行政論」及び「公衆衛生看護学実習」の履修を許可する人数、履修条件及び選考について

（1）「公衆衛生看護学Ⅲ」、「保健医療福祉行政論」及び「公衆衛生看護学実習」の履修を許可する人数は、２５名を限度とする。（実習施設の状況により履修を許可する人数は変動する）

（2）平成２７年度以降の入学生（２年次編入生は除く）で、「公衆衛生看護学Ⅲ」、「保健医療福祉

行政論」及び「公衆衛生看護学実習」の履修を志願する者は、３年次前期末までに修得すべき必修科目および保健師科目をすべて修得していること。（看護師・保健師履修モデル参照）
平成２６年度以前の入学生（平成２７年度入学２年次編入生）で、「公衆衛生看護学Ⅲ」、「保健医療福祉行政論」及び「公衆衛生看護学実習」の履修を志願する者は、３年次前期末までに「公衆衛生学Ａ」、「疫学」、「保健統計学」、「医療と社会福祉学」、「生活支援看護学概論：老年」、「生活支援看護学概論：在宅」、「生活支援看護学概論：精神」、「公衆衛生看護学概論」、「公衆衛生看護学Ⅰ」、「公衆衛生看護学Ⅱ」、「家族看護論」の単位を修得していること。
志願者に対する選考基準は、別表２のとおりである。

（３）「公衆衛生看護学実習」を履修できる者は、４年次前期末までに開講された実習及び公衆衛生看護学Ⅲの単位を修得又は修得見込みであること。

３）履修願、面接について
「公衆衛生看護学Ⅲ」、「保健医療福祉行政論」及び「公衆衛生看護学実習」の履修願、面接の日程等は、別途、掲示する。

４）保健師科目の単位を修得できなかった場合、卒業延期して再履修することはできない。

別表１（保健師科目）

履修科目	単位数	時間数
公衆衛生看護学Ⅱ	２	６０
公衆衛生看護学Ⅲ	２	６０
保健医療福祉行政論	２	３０
公衆衛生看護学実習	５	２２５
合　計	１１単位	３７５

別表２（選考基準）

選　考　基　準
３年次前期末までの公衆衛生学Ａ、疫学、保健統計学、医療と社会福祉学、生活支援看護学概論：老年、生活支援看護学概論：在宅、生活支援看護学概論：精神、公衆衛生看護学概論、公衆衛生看護学Ⅰ、公衆衛生看護学Ⅱ、家族看護論の定期試験の成績上位４０名を書類審査で選抜し、面接試験を実施する。書類審査と面接試験の結果を合わせて上位の者を選考する。

５）保健師免許状取得後の養護教諭二種免許状取得のための科目履修
保健師助産師看護師法第７条の規定により保健師の免許状を受けた者が、養護教諭二種免許状を取得する場合、教育職員免許法施行規則第６６条の６に定める科目である日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション、情報機器の操作の単位を修得している必要がある。

日本国憲法に対応する科目は「憲法」２単位、外国語コミュニケーションに対応する科目は「Academic English Ⅲ」、「Academic EnglishⅣ」の４単位、情報機器の操作に対応する科目は「情報基礎」２単位で、これらの科目は卒業に必要な単位である。体育に対応する科目は、「健康・スポーツ科学概論」２単位と「健康・スポーツ科学演習Ⅰ」の２単位で、合計４単位が必要である。

養護教諭二種免許は保健師免許発効後の申請、取得になるため、 新卒で養護教諭として就職を目指している場合は養護教諭一種免許を取得する必要がある。

２０　養護教諭一種免許状取得のための科目履修

養護教諭一種免許状取得のための履修については、次のとおりとする。

1）養護教諭一種免許状取得には、「教育の基礎的理解に関する科目等」（２６単位以上）、「養護に関する科目」（２９単位以上）、「大学が独自に設定する科目」（１単位以上）、「教育職員免許法施行規則第６６条の６に定める科目」（１２単位以上）を履修することが必要である。

2）「教育の基礎的理解に関する科目等」、「教育職員免許法施行規則第６６条の６に定める科目」は、教職課程の手引きを参照する。「教育の基礎的理解に関する科目等」、「教育職員免許法施行規則第６６条の６に定める科目」は、１年次前期から開講される科目を順次受講し、単位を修得していくこと。

3）「養護に関する科目」は別表１である。「学校保健」「養護概説」を除き、看護師の資格取得に係る必修科目である。

別表１　養護教諭一種免許

養護に関する科目	修得単位数	授　業　科　目　名	単位	授　業　科　目　名	単位
衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	２９	公衆衛生学Ａ	１	公衆衛生看護学概論	２
		疫学	２	－	
学校保健		学校保健	２	－	
養護概説		養護概説	２	－	
健康相談活動の理論・健康相談活動の方法		公衆衛生看護学Ⅰ	２	－	
栄養学（食品学を含む。）		生化学Ａ	１	栄養学総論	１
解剖学・生理学		解剖生理学Ａ	２	－	
「微生物学、免疫学、薬理概論」		微生物学概論	１	薬理学	１
精神保健		生活支援看護学概論：精神	１	生活支援論：精神Ⅰ	１
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）		カウンセリング論	１	家族支援看護学概論：母性	１
		看護学概論	２	家族支援看護学概論：小児	１
		基礎看護技術学Ⅱ	２	家族支援論：小児Ⅰ	１
		基礎看護学実習Ⅰ	１	家族支援看護学実習：小児	２
		療養支援論：急性Ⅰ	１	療養支援看護学実習：急性	３
		療養支援論：急性Ⅱ	１	－	

4）「大学が独自に設定する科目」は「養護に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、最低修得単位数を超えて修得した単位が算入されます。例えば、「養護に関する科目」を30単位修得すると、1単位が「大学が独自に設定する科目」に算入され、要件を満たすことができます。

5）養護実習を履修できる者は以下のとおりとする。
実習履修の前年度終了時までに「教育の基礎的理解に関する科目」及び「道徳、総合的な学習の時

間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のうち、必修科目１４単位、選択必修科目５単位以上（各事項から１科目以上）を修得した最終年次の学域生であること。かつ、４年次前期末までに開講された実習の単位を修得又は修得見込みであること。（看護師・養護教諭一種履修モデル参照）
（但し、教職科目は、教職課程の手引にしたがって単位を修得していること）

２１　その他

１）副専攻について

本学類の標準履修課程表とは別に、ものごとを幅広い見地から見つめ、考察することができる人材を養成するために特定課題に関する科目で構成する副専攻の教育課程が次のとおり開講されている。

副専攻名称	提　供
DDCフランス語コミュニケーション学	高等教育推進機構
環境学	現代システム科学域
情報システム学	現代システム科学域
認知科学	現代システム科学域
経済学	現代システム科学域
グローバル・コミュニケーション	現代システム科学域
地域再生（CR）	高等教育推進機構
創薬科学	生命環境科学域

副専攻の履修を希望するものは「副専攻ガイド」を参照すること。ただし、副専攻の科目の単位については、進級及び卒業資格所要単位に含まれないことがあるので注意すること。

２）単位互換制度について

教育における交流を促進し、教育内容の充実を図ることを目的として、他の大学と協定を締結しています。この協定に基づき、他大学の提供科目を受講し修得した単位を、本学において修得した単位として認定を受けることができます。募集案内等詳細は４月上旬に別途掲示します。なお、認定を受けた単位はＧＰＡの対象とはなりません。

３）転学域、転学類について

（１）転学域とは、入学後希望進路の変更等により、本学の他学域へ移籍することができる制度です。
募集については、各学域の出願資格や選考方法の詳細を別途掲示します。
ただし、転学域の承認は、転出、転入のそれぞれの学域の教授会での決定が必要です。

（２）転学類とは、入学後希望進路の変更等により、本学域の他学類に移籍することができる制度です。転学類の承認は、教授会議での決定が必要です。

４）ポートフォリオ（学修記録）への記入について

大阪府立大学では、

・目標を意識しながら、学ぶこと
・自分自身の学びを見つめる目を養うこと
・学びについて得た気付きを、自己改善につなげること

を主な目的として、学生の皆さんにポートフォリオ（学修記録）への記入を行っていただきます。
記入していただくポートフォリオは、大きく分けて２種類あります。

（１）半期ポートフォリオ（入力時期：半期の初め）

・前半期全体の学習のふり返り、自己評価
・今半期全体の学習目標

（2）授業ポートフォリオ（入力時期：半期の受講終了時）
・各受講科目についての学修自己評価等

記入は、「学習・教育支援サイト」(学生ポータル　https://portal.osakafu-u.ac.jp/ よりアクセス)にて行います。このサイトでは、学習目標や学修自己評価・成績データなどを半期単位で蓄積し、皆さんの学びのふり返りをサポートします。また、日常の授業における学習、教員とのコミュニケーション等を支援する機能も備えています。

皆さんが記入した内容は、学生アドバイザーによる履修指導や、授業担当教員による教育成果の確認、大学の教育改善等にも活用されることがありますので、必ず記入して下さい。

第２編　学生生活の手引（羽曳野キャンパス版）

この学生生活の手引（羽曳野キャンパス版）は大阪府立大学版の『学生生活の手引』の補足版になりますので、併用してご利用ください。

Ⅰ　学生生活を送る上で

１　羽曳野キャンパス事務所 学生グループ････････････････････････Ｐ１
２　掲示板･･Ｐ１
３　学生メールアドレス（ｅｄｕアドレス）への配信･･････････････････Ｐ１
４　キャンパス間バス･････････････････････････････････Ｐ２
５　構内退出時刻････････････････････････････････････Ｐ２
６　出入管理システム･････････････････････････････････Ｐ２
７　災害発生時の対応について･････････････････････････････Ｐ２

Ⅱ　健康管理

１　保健室･･Ｐ３
２　健康診断･･･････････････････････････････････････Ｐ３
３　感染症対策･･････････････････････････････････････Ｐ３
４　検査データの自己管理･････････････････････････････････Ｐ３
５　羽曳野キャンパスの学校医･･････････････････････････････Ｐ４
６　羽曳野キャンパス付近の休日等の医療機関････････････････････････Ｐ４
７　ＡＥＤ（自動体外式除細動器）････････････････････････････Ｐ４

Ⅲ　保険制度

１　学生専用保険　総合補償制度「Will」･････････････････････････Ｐ５

Ⅳ　学生生活の相談

１　学生アドバイザー制度･････････････････････････････････Ｐ６
２　オフィスアワー･･･････････････････････････････････Ｐ６
３　ＷＥＢ学生サービスセンター（ＷＥＢＳＣ）･････････････････････Ｐ６
４　学生相談室･･････････････････････････････････････Ｐ６
５　アクセスセンター分室･････････････････････････････････Ｐ７

Ⅴ　進路

１　進路資料室‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ P８
２　キャリアカウンセラーによる就職相談（テレビ電話）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ P８

Ⅵ　学生生活での諸注意

１　通学について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ P９
２　更衣室ロッカーと鍵の管理について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ P９
３　ＳＮＳ・インターネット上の書き込み注意について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ P10
４　その他‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ P10
羽曳野キャンパス　施設利用一覧表‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ P11

Ⅶ　諸規程

１　学内施設（物品）使用要領‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ P12
２　サークル室・集会室使用基準‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ P13
３　自習室使用基準‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ P14
４　運動施設使用基準‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ P15
５　情報科学演習室・視聴覚室使用基準‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ P17
６　講義室等使用基準‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ P18
７　ラーニングコモンズ使用基準‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ P19
８　大学院自習室使用基準‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ P20
９　Ｏ棟使用基準‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ P21
施設・物品　使用願‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ P22
運動施設使用願‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ P23
講義室等使用願‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ P25

Ⅷ　羽曳野キャンパスマップ

１　全体図‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ P26
２　地下２階‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ P27
３　地下１階‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ P28
４　１階‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ P29
５　２階‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ P30
６　３階‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ P31
７　Ｌ棟４階、５階‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ P32

Ⅰ　学生生活を送る上で

１　羽曳野キャンパス事務所　学生グループ

学生グループでは、皆さんの学生生活の支援として、さまざまな手続きや相談を行っています。

〈手続き・相談内容〉

履修・成績、授業料免除、奨学金、就職、アルバイト、落し物、悩み事、日常生活に関すること。

休学や住所変更、学生証の再発行など各種申請に関することなど。

〈窓口の時間〉

窓口の受付時間は、平日と祝日授業実施日の８時３０分～１８時。

ただし、運動施設（物品）、サークル室などの鍵の貸出、返却の取扱時間は、１７時３０分まで。

１７時３０分以降は、各施設予約者に限り、警備員室で取り扱います。

学内での事故など緊急事態 → 受付時間内は学生グループ、時間外は警備員室へ連絡。

携帯電話には必ず大学の電話番号（下記参照）を登録してください。

大学の電話番号（代表番号）	０７２－９５０－２１１１（時間外は警備員室）
学生グループ長（緊急連絡先）	０７２－９５０－２１１９
学生生活関係（学生担当）	０７２－９５０－２１２０・２９４０・２９６０
学業関係（教務担当）	０７２－９５０－２９７８・２１１８・２９４２
保健室	０７２－９５０－２９４７

２　掲示板

大学からの連絡・通知は、原則として所定の掲示板および学生ポータルにより行います。掲示板に掲示した事柄、学生ポータルに掲載されたお知らせは、すべて周知されたものとして取り扱いますので、毎日確認する習慣をつけてください。

・掲示板　　Ｌ棟前に掲示板を設置しています。登下校時に確認してください。

・学生ポータル　　学外からもアクセスができますので毎日確認してください。

・電子情報掲示板　Ｌ棟入口と食堂に大型モニターを設置しています。随時確認してください。

３　学生メールアドレス（ｅｄｕアドレス）への配信

休講・補講その他重要・緊急連絡事項情報は、一人ひとりに貸与される学生メールアドレス（‥‥@edu.osakafu-u.ac.jp）に配信します。

このメールアドレスに届くメールについて自身の個人メールアドレス（携帯電話・ＰＣ）への転送設定を必ず行ってください。転送設定方法は、「情報環境利用ガイド」（冊子）または学生ポータルの「マニュアル・ＦＡＱ」の「【！】新入生向け　ＦＡＱ」に記載しています。

個人メールアドレスを変更したときは、転送設定の変更も忘れずに行ってください。

4　キャンパス間連絡バス

中百舌鳥キャンパスで開講される教養科目を受講するために、連絡バスを運行しています。

詳細については、共通掲示板にてお知らせします。

5　構内退出時刻

構内退出時刻は２２時です。

本学への通学のための公共交通機関であるバスは、夜間には便数が極端に少なくなります。

また、大学周辺は閑静な住宅街で、夜間の人通りも余り多くありませんので、構内最終退出時刻を守り帰宅してください。

やむを得ない理由で下校が２２時を過ぎる場合は、必ず２２時までに警備員室に連絡をしてください。

また、警備員室では、防犯ブザーを貸し出しています。利用を希望する場合は警備員室までご相談ください。（翌日返却厳守）

6　出入管理システム

土曜・日曜・祝日における羽曳野キャンパスの学生及び教職員を対象として、建物内への出入り（図書館エリア及びO棟を除く）について、利便性の向上とセキュリティの確保を目的として出入管理システム（非接触式カードリーダー）を設置し、下記のとおり運用しています。

〈利用方法〉

・「学生証」をＬ棟夜間通用門入口前に設置したリーダーにかざす

・退出時も出口前設置のリーダーにかざす

・学生証不携帯の場合は、「出入確認簿」に必要事項を記入

入構に際しては、必ず「学生証」を警備員に提示してください。

入試等で構内への立ち入りができない日がありますので注意してください。

入構禁止日については、ホームページや掲示板等で確認できますが、不明な場合は学生グループに問い合わせてください。

7　災害発生時の対応について

羽曳野キャンパス内にいる時に災害が発生した場合の避難場所は、正門前駐車場となります。

「学生生活の手引」および「学生用防災マニュアル」もあわせて参照してください。

Ⅱ　健康管理

1　保健室（Ｊ棟１階Ｊ-３０３）

体調不良や、負傷した時などの休養や応急処置を行います。保健室には、頭痛などの鎮痛剤、風邪薬、その他いかなる薬剤も置いていません。常用薬のある人は必ず携帯するようにしましょう。

なお、学内外での傷病に備えて、健康保険証又はそのコピーを常に携帯しておいてください。

健康測定コーナーとして、保健室内の入り口付近に体組成計と自動血圧計を設置しています。自己の健康管理に活用してください。（使用の際は看護師に声をかけてください。）

2　健康診断

定期健康診断は必ず受けてください。

学校保健安全法に基づいて定期健康診断を行っています。

実習や就職活動のために定期健康診断の結果が必要ですので、必ず受診してください。特別な事情で指定日に受診できない場合は、事前に学生グループに申し出てください。

定期健康診断の結果は各個人に返却します。また、健康診断証明書は、健康診断受診約１ヵ月後より証明書自動発行機より入手できるようになります。なお、血圧・検尿結果の追加記載については、学生グループまで申し出てください。

3　感染症対策

医療従事者となる人については、自らが感染源となることを防ぐためにも、必要な抗体価を獲得することが求められます。実習前に必要な予防接種を受けてください。

4　検査データの自己管理

感染症の免疫状態、各種予防接種の記録は、実習に行く際必ず必要になります。

入学後の抗体検査結果はもちろん、これまでの予防接種記録がある母子手帳、予防接種後の抗体価検査の記録、健康診断結果は、在学中各自で保管しておいてください。

5　羽曳野キャンパスの学校医

名称	主な診療科目	所在地（最寄り駅等）	電話番号	外来受付時間
しもと医院 下戸　文夫	内科、小児科	羽曳野市はびきの 5-14-3	072-955-1661	9：00～12：00　午前診のみ （月・火・木・金・土・日）

6　羽曳野キャンパス付近の休日等の医療機関

受診の際には、事前に症状や診療できる日時などについて問い合わせてください。

また、健康保険証を必ず持参してください。

	名称	主な診療科目	所在地	電話番号	外来受付時間
休日・年末年始診療	羽曳野市立保健センター 休日急病診療所	内科、歯科	羽曳野市誉田 4-2-3 （羽曳野警察横）	072-956-1000	10:00～12:00（日・祝） 13:00～16:00（日・祝）
	藤井寺市立保健センター 休日急病診療所	内科、歯科	藤井寺市小山 9-4-33 （西名阪藤井寺 IC 北側）	072-939-7194	10:00～12:00（日・祝） 13:00～16:00（日・祝）
総合病院	(医)春秋会 城山病院	内科、外科、 整形外科 他	羽曳野市はびきの 2-8-1	072-958-1000	病院にお問い合わせください。

7　ＡＥＤ（自動体外式除細動器）

ＡＥＤは突然の心停止（心臓突然死）から命を救うための装置です。万一、身の回りで人が急に倒れたら使用してください。機械の音声に従えば、誰でも使用できます。なお、使用後は学生グループに連絡してください。

ＡＥＤ設置場所　　Ｌ棟１階警備員室・Ｎ棟地下１階体育館
Ｅ棟３階渡り廊下・Ｏ棟入口横

Ⅲ　保険制度

1　学生専用保険　総合補償制度「Will」

羽曳野キャンパスの学生は、履修カリキュラム上実習が必要なため、実習中の思わぬ傷害・賠償・感染事故への補償が不可欠です。また、大学生活・日常生活での傷害・賠償・感染事故の補償にも対応するため、日本看護学校協議会共済会が運営する総合補償制度「Will」（本学ではタイプ２を推奨）へ入学時に全員が加入することとしています。

補償内容などの詳細は Will 資料をご確認ください。

保険請求の際は、事務所窓口で「事故報告書」を受け取り、必要事項を記入のうえ提出してください。

詳しくは事務所窓口へご相談ください。

Ⅳ　学生生活の相談

1　学生アドバイザー制度

皆さんの相談あるいは助言を行うため、全ての学生を対象に担当教員が決められています。困った時や学生生活全般についての相談事があれば、遠慮なく担当のアドバイザー教員に相談してください。なお、各学類で学年別履修説明会（アドバイザー教員とのミーティングを含む）を実施しますので必ず参加してください。

2　オフィスアワー

学生が予約なしに研究室を訪問し、気軽に教員に相談できるよう、教員が一定時間、研究室を開放しています。シラバスにオフィスアワーの時間を掲載していますので確認してください。

3　ＷＥＢ学生サービスセンター（ＷＥＢＳＣ）

ＷＥＢＳＣでは、皆さんからの様々な相談に応じています。(http://websc.ao.osakafu-u.ac.jp)
「大学に関する問合せ」や「心の相談」、「Ｗｅｂ提案箱」は学外からもアクセスできますのでご利用ください。
「心の相談」は羽曳野キャンパスのテレビ電話（学生相談室　Ｎ－２０８）からも利用できます。

4　学生相談室

大阪府立大学の学生であれば、誰でも利用することができる相談室です。大学の授業やゼミのこと、友達関係のこと、家庭のこと、進路や将来のこと、自分の性格のこと、気分やからだの不調など･･･学生生活の中で、「どうしよう」「困ったな」「しんどいな」ということが出てきたときには、ぜひ気軽に学生相談室を訪ねてください。カウンセラーがじっくりお話をお聞きし、お困りのことについて、一緒に考えます。相談料などはかかりません。秘密は厳守されます。

・場　　所：羽曳野キャンパス図書厚生棟　Ｎ棟地下１階（N-２０８）生協購買の奥
・開室日時：毎週金曜日（掲示板に毎月の開室日を掲示）
・開室時間：９時～１６時４５分まで
・申込方法：habi-sc@ml.osakafu-u.ac.jp にお名前、学籍番号、所属・学年、相談希望日時を連絡してください。

※中百舌鳥キャンパスにある学生相談室でも相談できます。

5　アクセスセンター分室（障がい又は性的指向や性自認等にかかる修学上の支援）

アクセスセンターは、学生に障がいがあっても能力を最大限に発揮できる環境を整えるため、修学における相談・支援方法の提案・支援者の派遣などを行い、全学的に支援のバックアップを行うセンターです。専任のコーディネーターが、サポートを必要とする学生や教職員、サポートを行う学生からの相談に応じています。また性的指向や性自認に関する相談も受け付けています。中百舌鳥キャンパスＡ３棟１階にあります。詳細は学生生活の手引をご覧ください。

羽曳野キャンパスではアクセスセンターの分室を設けています。月に２日程度、専任のコーディネーターが在室して相談を受け付けます。修学、学生生活において心配事や悩み事があれば、アクセスセンター分室までお越しください。

場所　：羽曳野キャンパス図書厚生棟　Ｎ棟地下１階（Ｎ−２０８）生協購買の奥

日時　：掲示板に開室日を掲示

連絡先：opuac@ao.osakafu-u.ac.jp

Ⅴ　進路

1　進路資料室

図書厚生棟（N棟）地下１階（N−２０４）には、求人･進学情報や先輩の就職活動体験記など、就職や進学に関する情報を整理して備えています。誰でも利用できますので大いに活用してください。

2　キャリアカウンセラーによる就職相談（テレビ電話）

中百舌鳥キャンパスに常駐しているキャリアカウンセラーとの相談ツールとして、テレビ電話を就職テレビ相談コーナー（N−２０７）に設置しています。ご利用にあたっては、学生グループまで申し出てください。

Ⅵ　学生生活での諸注意

1　通学について

通学には、公共交通機関を利用してください。**自動車・単車通学は原則禁止**です。

自転車で通学する場合は特に許可は必要ありませんが、敷地内の指定された駐輪場に駐輪してください。最近、自転車側が加害者となる交通事故が増えており、高額の損害賠償を請求されるケースも出てきています。交通ルールを遵守するとともに、細心の注意を払いましょう。また大阪府自転車条例により自転車利用者に自転車損害賠償保険等への加入が義務付けられていますので、加入するようにしましょう。

なお、やむを得ずバイクで通学する必要がある場合は「単車通学承認申請書」に単車通学を必要とする理由を記入のうえ、アドバイザー教員の承認を得て、学生グループに申請書類を提出してください。

隣接施設の駐車場や駐輪場に、学生による**「迷惑駐車」**が発生しています。迷惑駐車をした学生には、厳重注意文書の交付及び反省行動の勧告などの厳正な処分を行います。

駐輪場、駐車場内での盗難や紛失、破損などは所有者自身で注意を払うようにしてください。万が一発生した場合でも責任は負いかねます。

2　更衣室ロッカーと鍵の管理について

更衣室は開放厳禁です。また、**ロッカーは必ず施錠**し、貴重品などは更衣室内に放置しないようにしましょう。

更衣室は夜間（２１時３０分～翌７時）と日曜・祝日は施錠しています。

どうしても開錠が必要な場合は事前に学生グループまで申し出てください。

更衣室はみなさんが気持ちよく使用できるように、常に整理整頓を心掛け、荷物は全て自身のロッカーに収納してください。ロッカーの外に荷物があった場合は、清掃時に処分されることがありますので、注意してください。

大学から貸与している鍵は紛失しないよう管理してください。万一紛失した場合は、学生グループまで連絡してください。**自己負担により鍵を作成していただきます。**また、貸与している鍵の複製は禁止します。卒業や休学・退学時には、ロッカー等の中を整理整頓の上、学生グループに返却してください。

3　ＳＮＳ・インターネット上の書き込み注意について

近年、インターネットや電子掲示板等において、体験談を不用意に書き込むなどの不適切な投稿が、大きな社会問題になっています。

特にツイッターやフェイスブックなどＳＮＳでは、不特定多数に発信した場合、個人情報の漏えいやプライバシーの侵害等に発展したり、無意識に人を傷付ける結果につながる場合があります。

学生のみなさんは、軽率な書き込みが、重大な問題につながることを重々認識してください。

実習では個人情報を取り扱いますので、**ＳＮＳやインターネット上に実習体験を投稿しないでください。**

4　その他

（1）羽曳野キャンパス敷地内は**全面禁煙・禁酒**です。

（2）燃えるゴミ、空き缶・ペットボトルは分別収集となっています。

（3）教室などを最後に出るときは、必ず照明、空調、電気機器のスイッチをオフにしてください。また、授業の空き時間は、ラーニングコモンズや図書センター、自習室に移動してください。

（4）現金や貴重品は放置せず、必ず身につけて持ち運ぶようにしてください。

（5）夜道の一人歩きなどは大変危険です。自宅や下宿先に戻る時にも十分に注意することが必要です。複数で帰宅するなど犯罪被害にあわないように気をつけましょう。

（6）大学名を名乗り、学生の個人情報を聞きだそうとする不審な電話やメール、ＳＮＳなどには十分注意してください。

（7）「預金口座や携帯電話を作ってほしい」と依頼され、安易にアルバイト感覚で応じた結果、知らないうちに、架空請求や振込み詐欺の『加害者』になってしまい、逮捕されるという事例が発生し、社会問題化しています。学生の皆さんは、安易に「名義だけ貸して」などのアルバイトに応じたりしないように気をつけてください。

（8）大学または駅周辺にて、大学生の意識調査等と称して学生の連絡先（携帯電話番号等）を聞き出す事案などが発生し、社会問題化しています。 学生の皆さんは、個人情報を大切にして、安易に連絡先を教えないように注意してください。

（9）通学途中、交通事故やトラブルに巻き込まれた場合、必ず最寄りの交番まだは 110 番まで連絡し、羽曳野キャンパス事務所にも連絡してください。

(10) 不正薬物は、乱用や売買だけでなく、所持するだけでも「犯罪行為」となります。甘い勧誘や、軽い気持ち、誤った情報などに左右されることなく、きっぱりと拒否してください。

羽曳野キャンパス　施設利用一覧表

<table>
<tr><th rowspan="2">施設名称</th><th rowspan="2">利用時間</th><th colspan="2">届出書類</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>平日（授業実施日）</th><th>土日祝</th></tr>
<tr><td>サークル室
集会室</td><td>9：00～22：00</td><td>届出不要</td><td>施設・物品使用願</td><td rowspan="3">【鍵の取り扱い】
平日 9：00～17：30 は事務所学生グループ窓口に返却してください。上記以外の日時は、警備室に返却してください。</td></tr>
<tr><td>体育館</td><td>9：00～22：00</td><td colspan="2">運動施設使用願</td></tr>
<tr><td>テニスコート</td><td>9：00～18：30
（土日祝は 9：00～17：00）</td><td colspan="2">運動施設使用願</td></tr>
<tr><td>ラーニング
コモンズ
(N-204)</td><td>羽曳野図書センターの
開館日時に準じる</td><td colspan="2">届出不要</td><td></td></tr>
<tr><td>情報科学
演習室
(L-202)</td><td>9：00～21：00
（土日祝は利用不可）</td><td>届出不要</td><td>利用不可</td><td rowspan="2">L202 は、授業開始 10 分前から終了までの時間は使用できません。詳細は教室前の開室スケジュールを確認してください。</td></tr>
<tr><td>視聴覚室
(L-203)</td><td>9：00～21：00</td><td colspan="2">届出不要</td></tr>
<tr><td>自習室
(I-306)
(I-307)
(I-309)</td><td>9：00～22：00</td><td>届出不要</td><td>講義室使用願</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>講義室</td><td>9：00～20：00
（土日祝は利用不可）</td><td>講義室等使用願</td><td>利用不可</td></tr>
</table>

※12 月 29 日～1 月 3 日の間は施設の利用はできません。

Ⅶ　諸規程

1　学内施設（物品）使用要領

第１条　この要領は、大阪府立大学学生細則第１７条の規定に基づき、羽曳野キャンパスにおける学生（大学院生を含む。以下「学生」という。）の学内施設、物品（以下「施設等」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

第２条　この要領の対象となる施設等は、次のとおりとする。

（１）サークル室

（２）集会室

（３）自習室

（４）体育館及び付帯施設（消耗品以外の運動器具・物品を含む。）

（５）テニスコート及びグラウンド

（６）情報科学演習室・視聴覚室

（７）大学院自習室

（８）ラーニングコモンズ

（９）その他学内施設

第３条　学生は、前条第１号、第２号、第４号及び第５号に定める施設を使用するときは、別途定める使用願を、別表に定める施設等管理責任者に、その使用許可を受けなければならない。

第４条　施設等管理責任者は、前条の規定に基づく使用願が提出されたときは、教育・研究及び学内行事等に支障のない限り、その使用を許可するものとする。

施設等管理責任者は、使用許可に当たっては、その使用責任者に使用上の条件留意事項等を付して、善良な管理の下に使用させるものとする。

第５条　学生の学内施設等の使用に関しては、他の規程に定めるもののほかこの要領の定めるところによる。

第６条　その他この要領に定めのない事項及び要領の運用に関し必要な事項は、教授会の議を経て、看護学類長及び総合リハビリテーション学類長が定める。

別　表

施　設　名	施設等管理責任者
サークル室（N-５０１～N-５１８） 集会室（N-５１９）・ラーニングコモンズ（N-２０４） 自習室（I-３０６・I-３０７・I-３０９）	学生グループ長
体育館及び附帯施設　(消耗品以外の運動器具、物品を含む)、 テニスコート及びグラウンド	
情報科学演習室（L-２０２）・視聴覚室（L-２０３）	
大学院自習室	
その他学内施設	各施設等管理責任者

2　サークル室・集会室使用基準

（1）サークル室・集会室

学生で組織する自治活動又は課外活動を行うために結成された学内団体（以下「サークル」という。）が使用するための施設をいう。

（2）使用場所

Ｎ棟３階

（3）使用対象者

使用を許可されたサークルの構成員及び、当該サークルが主催する活動に参加する者。

（4）使用手続き

既設のサークルについては、毎年５月末日までに、新設サークルについては、新設の承認を得た後、学生自治会が当該サークルの代表者と協議の上、部屋の割り振りを行い、別紙「施設・物品使用願」（様式第１号）を学生グループに提出し、年間の使用許可を受けるものとする。

土曜日・日曜日又は祝日（授業実施日を除く）に使用する場合は、あらかじめ学生グループの使用許可を受けなければならない。

（5）サークル室・集会室の使用できない日時

１２月２９日から翌年の１月３日

入試等の大学が定める入構禁止日

（6）使用上の注意事項

① 室内備品の持ち出し、移動禁止
② 器具等の持ち込み禁止
③ 飲食物の持ち込み禁止
④ 室内禁煙、飲酒禁止
⑤ 部外者の無断入室禁止
⑥ 貴重品の保管禁止
⑦ 使用後はもとの状態に戻し、施設・備品の破損故障等があった場合は、速やかに学生グループに連絡すること
⑧ 最終使用者は部屋の消灯、空調機及び電気機器の電源オフ、窓の施錠を確認し、退出すること

サークル室・集会室の使用時間及び鍵の貸出・返却時間は次表のとおり。

使用場所	使用時間	鍵の貸出・返却時間	場　所
サークル室 集 会 室	9：00～22：00	平日等 9：00～17：30（※）	学生グループ
		上記以外の時間帯	警備員室

※平日等とは平日と授業実施日の祝日を含む。

3　自習室使用基準

（1）自習室

学生が自習するための施設をいう。

（2）使用場所

Ｉ－３０６号室（演習室４）、Ｉ－３０７号室（演習室５）、

Ｉ－３０９号室（演習室）

（3）使用対象者

羽曳野キャンパスに所属する学生

（4）使用手続き

土曜日・日曜日又は祝日（授業実施日を除く）に使用する場合は、あらかじめ学生グループの使用許可を受けなければならない。

（5）自習室の使用できない日時

① 入試等の大学が定める入構禁止日

② 授業実施期間外の日

③ 教室と併用している自習室は、授業及び学校行事等の使用時

（6）使用上の注意事項

① 室内備品の持ち出し、移動禁止

② 器具等の持ち込み禁止

③ 飲食物の持ち込み禁止

④ 室内禁煙、飲酒禁止

⑤ 部外者の無断入室禁止

⑥ 貴重品の保管禁止

⑦ 使用後はもとの状態に戻し、施設・備品の破損故障等があった場合は、速やかに学生グループに連絡すること

⑧ 最終使用者は部屋の消灯、空調機及び電気機器の電源オフ、窓の施錠を確認し、退出すること

自習室の使用時間は次表のとおり。

使用場所	使用時間
自 習 室	平日等 9：00～22：00（※）

※平日等とは平日と授業実施日の祝日を含む。

4　運動施設使用基準

（1） 運動施設

運動施設とは、学内施設（物品）使用要領（以下「要領」という。）第２条第４号及び第５号に規定する施設（以下「施設」という。）をいう。

（2）使用対象者

羽曳野キャンパスに所属する学生

（3）使用手続き及び使用時間

学生は、運動施設を使用するときは、別紙「運動施設使用願」（様式第２号）を原則として使用する日の３ヵ月前から３日前までに、学生グループに提出して、その使用許可を受けなければならない。

ただし、要領第２条第４号に定める施設の使用許可のうち、授業実施期間中の平日及び授業実施日の祝日１７時４５分以降の使用については、学生のサークル（本学が承認・仮承認した学内団体に限る。）活動を優先とし、学生自治会が、各サークルの使用日等を調整し、別紙「サークル体育館使用願」（様式第３号）により、原則として事前に使用許可を受けなければならない。

構内最終退出時刻の２２時までに退出できるよう片づけを行い、鍵等の返却を完了すること。シャワー室及び更衣室を使用する場合も退出時間を考慮し使用すること。

テニスコート及びグラウンド使用において、5月１日から８月末日までの間、サ―クル活動に限定して１９時３０分までの時間延長を認める。

（4）使用できない日

①　１２月２９日から翌年の１月３日

②　入試等の大学が定める入構禁止日

③　授業及び教員の研究等で使用する日

（5）鍵の貸出、返却及び引継ぎ方法

鍵等の貸出に当たっては、使用責任者が「運動施設使用許可証」及び学生証を窓口に提示し、学生証と引換えに鍵等の貸出を受けるものとする。

鍵等の貸出を受けた使用責任者は、施設使用後、速やかに鍵等を返却しなければならない。

ただし、他に引続き施設を使用する団体がある場合は、鍵等の貸出しを受けた使用責任者は、引続き使用する団体名、使用責任者（以下「新責任者」という。）の名前及び許可証を確認し、施設の鍵等を新責任者に引き継ぐものとする。

この場合において、新責任者は、「運動施設使用許可証」を提示し、学生証を窓口に預けなければならない。

旧責任者は、新責任者に鍵等の引継ぎを済ませ、学生証の返却を受けるものとする。

（6）使用上の注意事項

①　施設内での飲食、喫煙その他の施設管理・防災上問題のある行為は禁止する。

②　使用の際には「運動施設使用許可証」を必ず携帯し、施設等管理責任者（以下「管

理責任者」という。）又は警備員から提示を求められた場合は、それに従うこと。

③　体育館では、土足厳禁のため、上履きを着用し、使用後は、元の状態に整備・清掃の上、施錠を行うこと。

（7）　テニスコート及びグラウンドでの注意事項

①　テニスシューズを着用すること

②　テニスでの使用は、テニスコートのみとする

③　テニスラケット・テニスボールの貸出希望者は申し出ること

④　使用後は常時設置のネットを少し緩めるとともに、テニスコートについては、必ずブラシでコートを整備・清掃すること

⑤　周辺は、民家のため不必要な大声は慎むこと

万一、周辺から何らかの苦情が出た場合には、速やかに管理責任者に報告すること

（8）シャワー室での注意事項

①　シャワー室の利用条件

シャワー室の利用は、運動施設使用基準の使用期間及び使用時間内において体育館又はテニスコート及びグラウンドにて身体活動を行った者に限ることとし、単にシャワーを浴びる目的では使用することができない。

②　シャワー室の利用方法

シャワー室の利用については、使用願に体育館又はテニスコート若しくはグラウンドの使用と同時にシャワー室の使用を希望することを男女別に記載すること。

・安全性の面から、使用中は中から施錠すること。

・シャワーの使用後は、清掃用具できちんと清掃すること。

・お湯の止め忘れがないように栓の確認を必ず行うこと。

・室内では、飲食および喫煙を厳禁とする。

・私物の保管は厳禁とする。

③　シャワー室の鍵の貸出し及び返却

鍵の貸出し及び返却は施設の鍵等と併せて行う。引き継ぐ場合も施設の鍵と同様の手順とする。引き続き施設を使用する団体がシャワー室を利用しない場合は、シャワー室の鍵は引継がず、速やかに学生グループ又は警備員室に返却すること。

（9）使用許可の取り消し

この基準に違反した場合は、使用許可を取り消し、又は今後の施設使用を停止し、若しくは団体の承認を取り消すことがある。

使用場所	使用時間	鍵の貸出・返却時間	場　所
体 育 館	9：00～22：00	平日等 9：00～17：30（※）	学生グループ
		上記以外の時間帯	警備員室
テニスコート	平日等 9：00～18：30（※）	平日等 9：00～17：30（※）	学生グループ
	土日祝 9：00～17：00	上記以外の時間帯	警備員室

※平日等とは平日と授業実施日の祝日を含む

５　情報科学演習室（Ｌ−２０２）・視聴覚室(Ｌ−２０３)使用基準

（１）使用対象者

大阪府立大学情報教育システム利用細則（以下「システム利用細則」という。）第４条に規定する者とする。

（２）使用できる日時

使用できない日以外の９時から２１時までとする。（２１時退室厳守）

（３）使用できない日時

① 情報関連授業開始１０分前から終了までの時間

② １２月２９日から翌年の１月３日

③ 入試等の大学が定める入構禁止日

④ Ｌ−２０２のみ土・日・祝日は使用不可

（４）使用上の注意事項

① 室内備品の持ち出し、移動禁止

② 器具等の持ち込み禁止

③ 飲食物の持ち込み禁止

④ 室内禁煙、飲酒禁止

⑤ 部外者の無断入室禁止

⑥ 貴重品の保管禁止

⑦ 使用後はもとの状態に戻し、施設・備品の破損故障等があった場合は、速やかに学生グループに連絡すること

⑧ 教育研究上不適切な目的、ゲームなどの遊興、アダルトコンテンツの閲覧等での利用禁止

⑨ 故意または重大な過失によりパソコンを破損した場合は現状回復または弁償を求めることがある

⑩ システム利用細則、情報教育システムの「システム利用の心得」を厳守し、最終使用者は部屋の消灯、空調機及び電気機器の電源オフ、窓の施錠を確認し、退出すること

6　講義室等使用基準

（1）講義室等

別表の部屋番号を参照

（2）使用対象者

①　羽曳野キャンパスに所属する学生

②　その他学生グループ長が適当と認めた者

（3）使用できる日時

授業等の支障とならない範囲の９時から２０時

（4）使用できない日

①　土曜日・日曜日及び祝日（授業実施日を除く）

②　１２月２９日から翌年の１月３日

③　入試等の大学が定める入構禁止日

④　学生グループ長が指定した日

（5）使用手続

使用者が、「講義室等使用願」(別記様式)を使用する日の３ヵ月前から３日前までに学生グループに提出して、その使用許可を受けなければならない。

（6）使用上の注意事項

①　室内備品の持ち出し、移動禁止

②　器具等の持ち込み禁止

③　飲食物の持ち込み禁止

④　室内禁煙、飲酒禁止

⑤　部外者の無断入室禁止

⑥　貴重品の保管禁止

⑦　使用後はもとの状態に戻し、施設・備品の破損故障等があった場合は、速やかに学生グループに連絡すること

⑧　最終使用者は部屋の消灯、空調機及び電気機器の電源オフ、窓の施錠を確認し、退出すること

	A棟	B棟	F棟	H棟	I棟	J棟	K棟	L棟
2階		402	403	403	401	402	401	401
		403	404		402	404	403	402
		404			403	406		403
					404			
1階	301	303			301			
		304			302			
		305			303			
					304			
					305			
					＊306			
					＊307			
					＊309			
地下1階		201						204

（注）教室と併用している自習室（＊）は、授業及び学校行事等の使用が優先される。

7　ラーニングコモンズ使用基準

（1）ラーニングコモンズの設置目的

羽曳野キャンパスのN棟にアクティブラーニングを支援するためのオープンな学習スペースを提供する。

（2）場所

N-２０４

（3）使用対象者

羽曳野キャンパスに所属する学生及び教職員

（4）使用日時

原則として羽曳野図書センター(以下「図書センター」という)開館日時に準じる。

（5）使用できない日

① 日曜日・祝日（授業実施日を除く）
② １２月２９日から翌年の１月３日
③ 入試等の大学が定める入構禁止日
④ 図書センターの蔵書点検日

（6）使用上の注意事項

① 室内備品の持ち出し、移動禁止
② 器具等の持ち込み禁止
③ 飲食物の持ち込み禁止
④ 室内禁煙、飲酒禁止
⑤ 部外者の無断入室禁止
⑥ 貴重品の保管禁止
⑦ 使用後はもとの状態に戻し、施設・備品の破損故障等があった場合は、速やかに学生グループに連絡すること
⑧ 教育研究上不適切な目的、ゲームなどの遊興、アダルトコンテンツの閲覧等での利用禁止
⑨ 故意または重大な過失によりパソコンを破損した場合は現状回復または弁償を求めることがある
⑩ パソコンの借用については、図書センターカウンターに学生証を提示し借用を受けるものとする
⑪ 借用パソコンは使用時間を守り、返却は貸出し時間終了の１５分前までに行うこと
⑫ 最終使用者は部屋の消灯、空調機及び電気機器の電源オフ、窓の施錠を確認し、退出すること
⑬ パソコン使用については、システム利用細則、情報教育システムの「システム利用の心得」を厳守すること。

(使用時間)

	授業のある期間	授業の無い期間
月～金曜日	8：30～21：00	9：00～19：00
土曜日	10：30～19：00	10：30～19：00

8　大学院自習室使用基準

（1）自習室の場所

看護学研究科　B-４０１、C-４０１、C-４０３、O-３０３

総合リハビリテーション学研究科

D-４０７、D-４０８、D-５０１、D-５０２、D-５０３

（2）使用時間

９時から２２時までとする。

※やむを得ず上記時間を延長する場合は、指導教員の許可を得て、２１時までに警備員室（内線１１１１）まで連絡すること。

（3）夜間の使用

通常の授業がある平日（授業実施日を含む）については、通常の授業時間に加え、6コマ(１８:００～１９:３０)講義があります。講義終了後は、できるだけ早く帰宅するようにしてください。ただし、6コマの講義終了後、教員の指導を受けることなどにより２２時を過ぎる場合は、指導教員の承認を得て、２１時までに警備員室（内線１１１１）に連絡をしてください。

（4）土曜日の使用

授業以外に学習する場合で、自習室以外の研究室や実験室等を使用する場合は、担当教員に許可を受けてください。ただし、２２時を過ぎる場合は指導教員の許可を得て、２１時までに警備員室(内線１１１１)に連絡をしてください。

（5）日曜日等の使用

日曜日や祝日（授業実施日を除く）も自習室は使用できます。なお、自習室以外の研究室や実験室等を使用する場合は、事前に教員の許可を受けた上で、

1.日時　2.所属名　3.氏名（学籍番号）4.部屋名　5.入構許可教員名を

メールで、入構前日（事務所業務日）１７時までに、「hsomu-k@ao.osakafu-u.ac.jp」「cc：○○（教員)」　あてに送付してください。

（6）使用できない日

①　１２月２９日から翌年の１月３日

②　入試等の大学が定める入構禁止日

（7）使用上の注意事項

③　室内備品の持ち出し、移動禁止

④　器具等の持ち込み禁止

⑤　飲食物の持ち込み禁止

⑥　室内禁煙、飲酒禁止

⑦　部外者の無断入室禁止

⑧　貴重品の保管禁止

⑨　使用後はもとの状態に戻し、施設・備品の破損故障等があった場合は、速やかに学生グループに連絡すること

⑩　最終使用者は部屋の消灯、空調機及び電気機器の電源オフ、窓の施錠を確認し、退出すること

9　O棟使用基準

O棟の出入方法及び使用に当たっての留意事項を下記のとおり定める。

出入口の開閉は、予め通知を受けた暗証番号を入力して自動扉を開閉する方法で行う。

（1）使用対象者

① 看護学研究科の学生

② 看護学研究科担当教員

③ 看護学研究科長が使用を認めた者

（2）使用可能時間

９時から２２時までとする。

やむを得ず上記時間を延長する場合は、指導教員の許可を得て、２１時までに警備員室（内線１１１１）まで連絡すること。

（3）使用できない日

① １２月２９日から翌年の１月３日

② 入試等の大学が定める入構禁止日

（4）使用上の注意事項

① 室内備品の持ち出し、移動禁止

② 器具等の持ち込み禁止

③ 飲食物の持ち込み禁止

④ 室内禁煙、飲酒禁止

⑤ 部外者の無断入室禁止

⑥ 貴重品の保管禁止

⑦ 使用後はもとの状態に戻し、施設・備品の破損故障等があった場合は、速やかに学生グループに連絡すること

⑧ 暗証番号は他人に漏らさないこと

※ 最終使用者は部屋の消灯、空調機及び電気機器の電源オフ、窓の施錠を確認し、退出すること

学生グループ長		総務グループ長	

様式第１号

記入及び該当箇所を〇で囲む

施設・物品　使用願

年　月　日

学生グループ長　様

下記のとおり施設(物品)を使用したいので、許可くださるようお願いします。

【使用責任者】学籍番号　　名前　　電話番号

【使用日時】　年　月　日（　）時　分～　年　月　日（　）時　分

【使用施設・物品名】

【使用目的】（部活）団体名　　（その他）

【使用人数】　人

【羽曳野学生以外の使用者の詳細】

【使用方法】「学内施設（物品）使用要領」を遵守します。

※構内最終退出時刻の 22 時までに退出すること。

施設・物品　使用許可証

下記のとおり施設（物品）の使用を許可します。　　学生グループ長

【使用責任者】学籍番号　　名前

【使用日時】　年　月　日（　）時　分～　年　月　日（　）時　分

【使用施設・物品名】

【使用目的】（部活）団体名　　（その他）

【使用人数】　人

【使用方法】「学内施設（物品）使用要領」を遵守すること。

※構内最終退出時刻の 22 時までに退出すること。

様式第２号

記入及び該当箇所を〇で囲む

運動施設使用願

年　月　日

学生グループ長　様

下記のとおり運動施設を使用したいので、許可くださるようお願いします。

【使用責任者】学籍番号　　名前　　電話番号

【使用日時】　年　月　日（　）　時　分　～　時　分

【使用施設】体育館（　A　・B　・C・　D　）　シャワー室（男・女）

テニスコート（A・B・C・D・E）（ハンドル銀・白　）（ラケット　本）（ボール　ケース）

【使用目的】（部活）団体名　　（その他）

【使用人数】　人

【羽曳野学生以外の使用者の詳細】

【更衣室利用】　有（　　）・無　【使用方法】「運動施設使用基準」を遵守します。

運動施設使用許可証

下記のとおり運動施設の使用を許可します。　学生グループ長

【使用責任者】学籍番号　　名前

【使用日時】　年　月　日（　）　時　分　～　時　分

【使用施設】体育館（　A　・B　・C・　D　）　シャワー室（男　・女　）

テニスコート（A・B・C・D・E）（ハンドル銀・白　）（ラケット　本）（ボール　ケース）

【使用目的】（部活）団体名　　（その他）

【使用人数】　人

【更衣室利用】　有（　　）・無　【使用方法】「運動施設使用基準」を遵守すること。

※構内最終退出時刻の２２時までに退出すること。

様式第３号

月～　　月分

年　　月　　日

自治会代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

曜日	エリア	９:００～１７：４５	１７：４５～２２：００	シャワー室の利用	備考
月	A			男　・　女	
	B			男　・　女	
	C			男　・　女	
	D			男　・　女	
火	A			男　・　女	
	B			男　・　女	
	C			男　・　女	
	D			男　・　女	
水	A			男　・　女	
	B			男　・　女	
	C			男　・　女	
	D			男　・　女	
木	A			男　・　女	
	B			男　・　女	
	C			男　・　女	
	D			男　・　女	
金	A			男　・　女	
	B			男　・　女	
	C			男　・　女	
	D			男　・　女	

※授業実施期間中の平日及び祝日（授業実施日を含む）１７：４５以降の体育館使用はサークル活動を優先とする。

※構内最終退出時刻の２２時までに退出すること

学生グループ長	

別記様式

空欄に記入し、該当箇所を〇で囲んでください。

講義室等使用願

学生グループ長　様

下記のとおり講義室等を使用したいので、許可くださるようお願いします。

年　月　日

（看護学・総合リハビリテーション学）（類・研究科）

使用責任者　学籍番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿

名　前 ＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先電話番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿

1　使用講義室 ＿＿＿＿＿＿＿＿

2　使用日時　年　月　日（　）　時　分 ～　時　分

3　使用目的　教育・研究・その他

（使用内容を具体的に記載してください。）＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

4　使用人数　人

5　羽曳野学生以外の使用者の詳細（　　）

6　使用方法　「講義室等使用基準」を遵守します。

7　備　考

（切り取り線）

講義室等使用許可証

（看護学・総合リハビリテーション学）　（類・研究科）

使用責任者　学籍番号等＿＿＿＿＿＿＿＿

名　前 ＿＿＿＿＿＿＿＿

下記のとおり講義室等の使用を許可します。

年　月　日　　**学生グループ長　㊞**

1　使用講義室　棟

2　使用日時　年　月　日（　）　時　分 ～　時　分

3　使用目的　教育・研究・その他（当てはまる項目を丸で囲んでください。）

4　使用人数　人

5　使用方法　「講義室等使用基準」を遵守します。

6　備　考　**※構内最終退出時刻の２２時までに退出すること**

※　この許可証は、講義室等使用の際に学生グループ又は警備員から提示を求められた場合、すぐに提示できるように持参してください。

羽曳野キャンパス　マップ
全体図

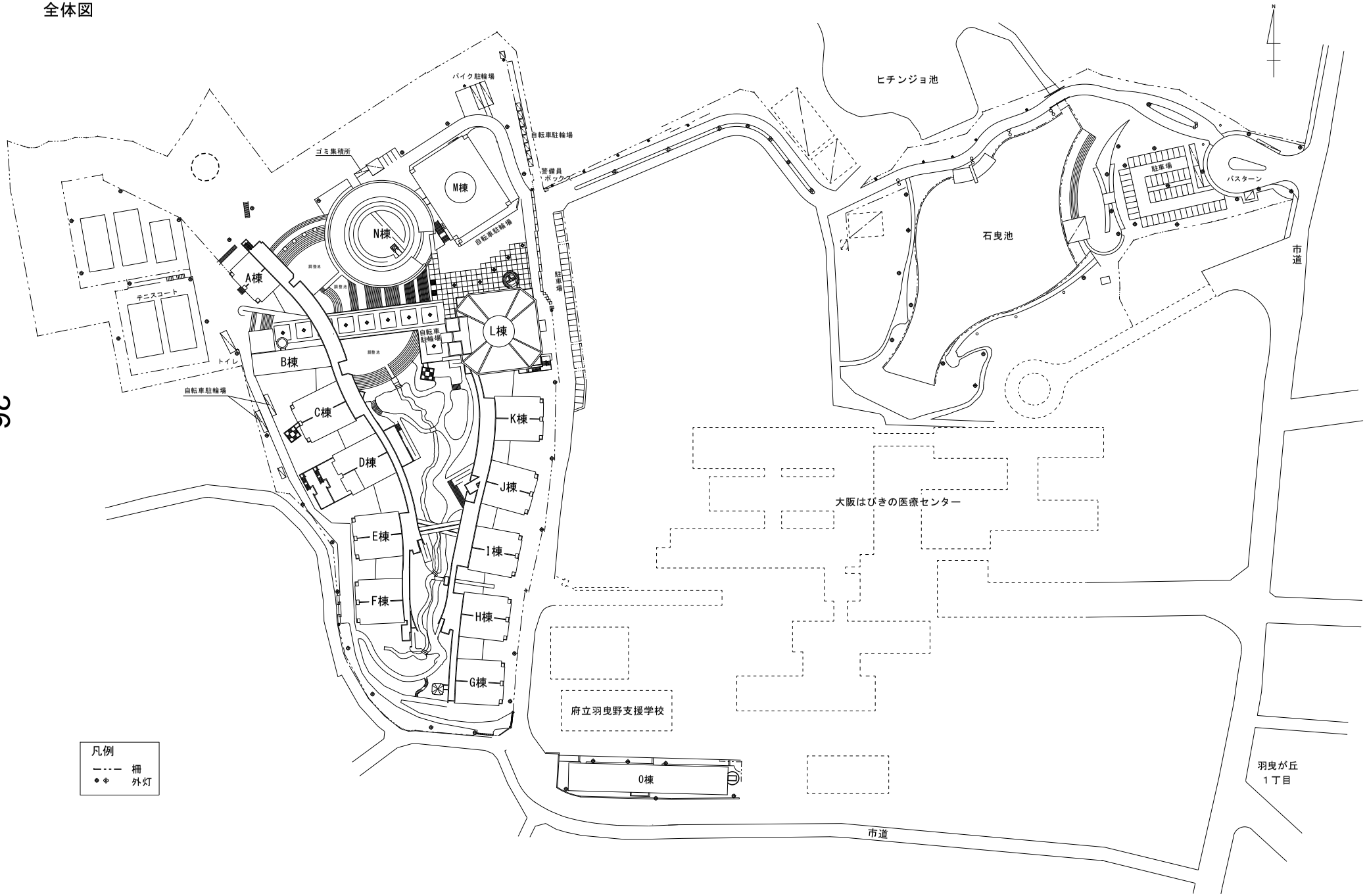

地下2階

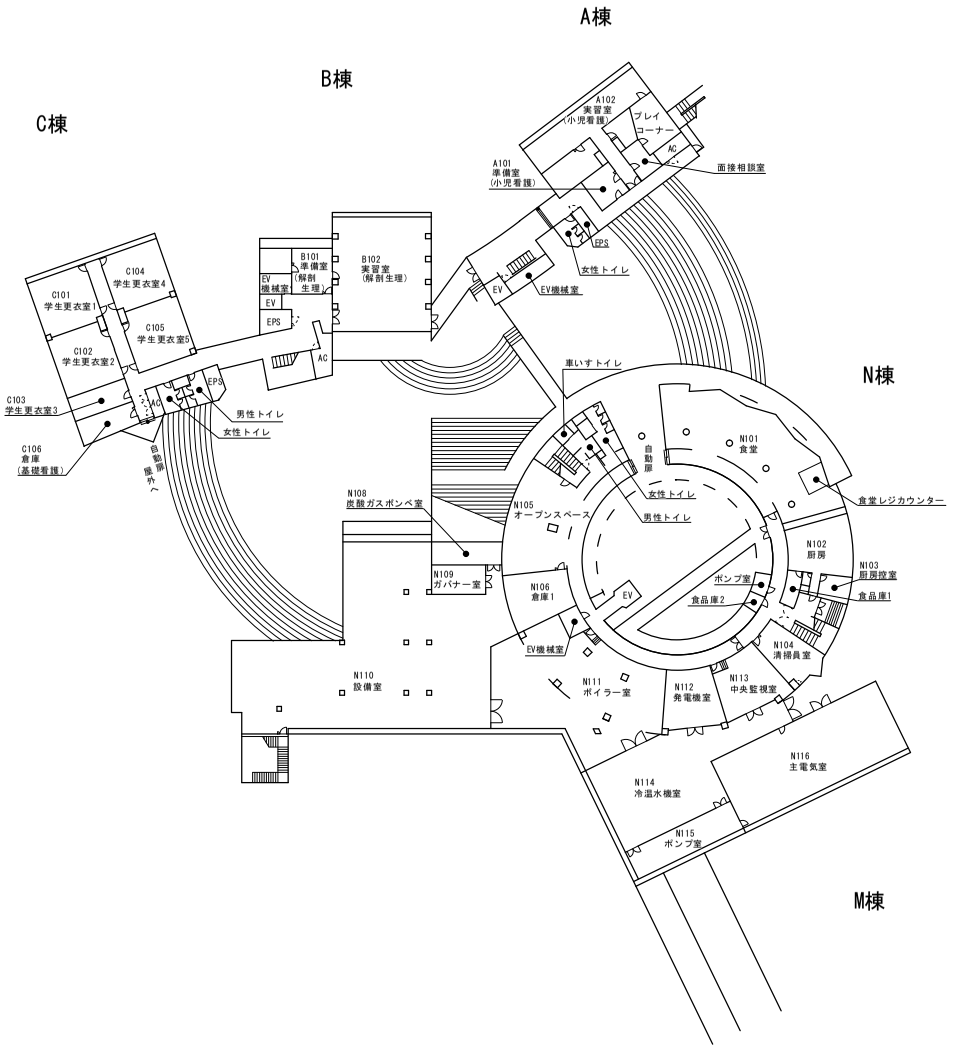
A棟
B棟
C棟
N棟
M棟
A102
実習室
(小児看護)
プレイ
コーナー
AC
面接相談室
A101
準備室
(小児看護)
EPS
女性トイレ
EV
EV機械室
B101
準備室
(解剖
生理)
B102
実習室
(解剖生理)
EV
機械室
EV
EPS
AC
C101
学生更衣室1
C104
学生更衣室4
C102
学生更衣室2
C105
学生更衣室5
C103
学生更衣室3
AC
EPS
男性トイレ
女性トイレ
C106
倉庫
(基礎看護)
自動扉
車いすトイレ
自動扉
N101
食堂
食堂レジカウンター
女性トイレ
男性トイレ
N108
炭酸ガスボンベ室
N105
オープンスペース
N102
厨房
N103
厨房控室
ポンプ室
食品庫2
食品庫1
N109
ガバナー室
N106
倉庫1
EV
EV機械室
N104
清掃員室
N110
設備室
N111
ボイラー室
N112
発電機室
N113
中央監視室
N116
主電気室
N114
冷温水機室
N115
ポンプ室

地下1階

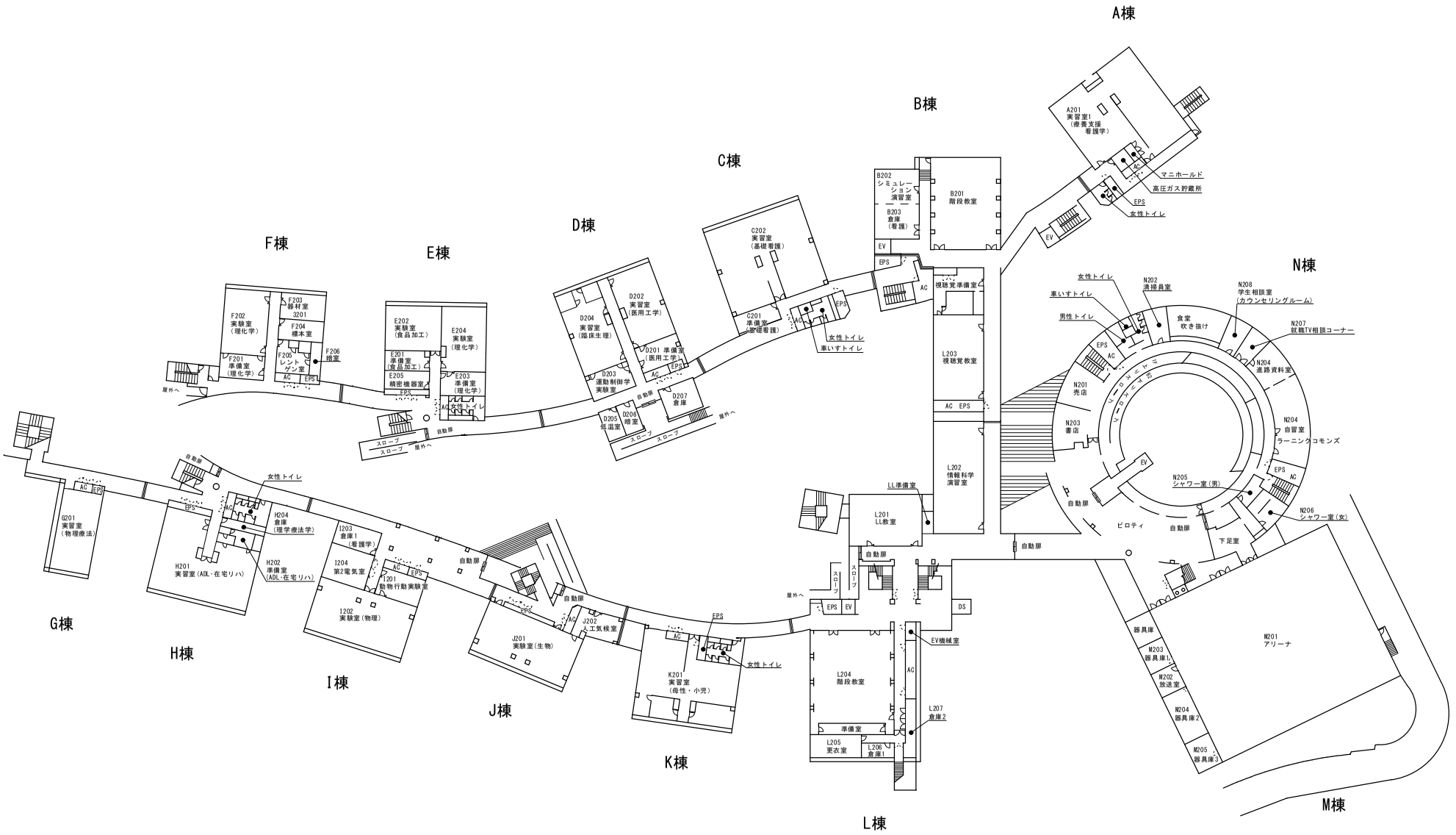
A棟
B棟
C棟
D棟
E棟
F棟
N棟
G棟
H棟
I棟
J棟
K棟
L棟
M棟
A201 実習室1 (療養支援 看護学)
マニホールド
高圧ガス貯蔵所
EPS
女性トイレ
B202 シミュレーション 演習室
B203 倉庫 (看護)
B201 階段教室
C202 実習室 (基礎看護)
C201 準備室 (基礎看護)
車いすトイレ
視聴覚準備室
L203 視聴覚教室
L202 情報科学 演習室
D202 実習室 (医用工学)
D204 実習室 (臨床生理)
D201 準備室 (医用工学)
D203 運動制御学 実験室
D207 倉庫
D206 暗室
D205 低温室
F202 実験室 (理化学)
F203 器材室 3201
F204 標本室
F205 レントゲン室
F201 準備室 (理化学)
F206 暗室
E202 実験室 (食品加工)
E204 実験室 (理化学)
E201 準備室 (食品加工)
E205 精密機器室
E203 準備室 (理化学)
女性トイレ
車いすトイレ
男性トイレ
N202 清掃員室
N208 学生相談室 (カウンセリングルーム)
食堂 吹き抜け
N207 就職TV相談コーナー
N204 進路資料室
N201 売店
N203 書店
N204 自習室
ラーニングコモンズ
N205 シャワー室(男)
N206 シャワー室(女)
ピロティ
下足室
LL準備室
L201 LL教室
EV機械室
L204 階段教室
準備室
L205 更衣室
L206 倉庫1
L207 倉庫2
DS
G201 実習室 (物理療法)
H204 倉庫 (理学療法学)
H201 実習室 (ADL・在宅リハ)
H202 準備室 (ADL・在宅リハ)
I203 倉庫1 (看護学)
I204 第2電気室
I201 動物行動実験室
I202 実験室(物理)
J201 実験室(生物)
J202 人工気候室
K201 実習室 (母性・小児)
M201 アリーナ
器具庫
M203 器具庫1
M202 放送室
M204 器具庫2
M205 器具庫3
屋外へ
自動扉
スロープ
EPS
EV
AC

1階

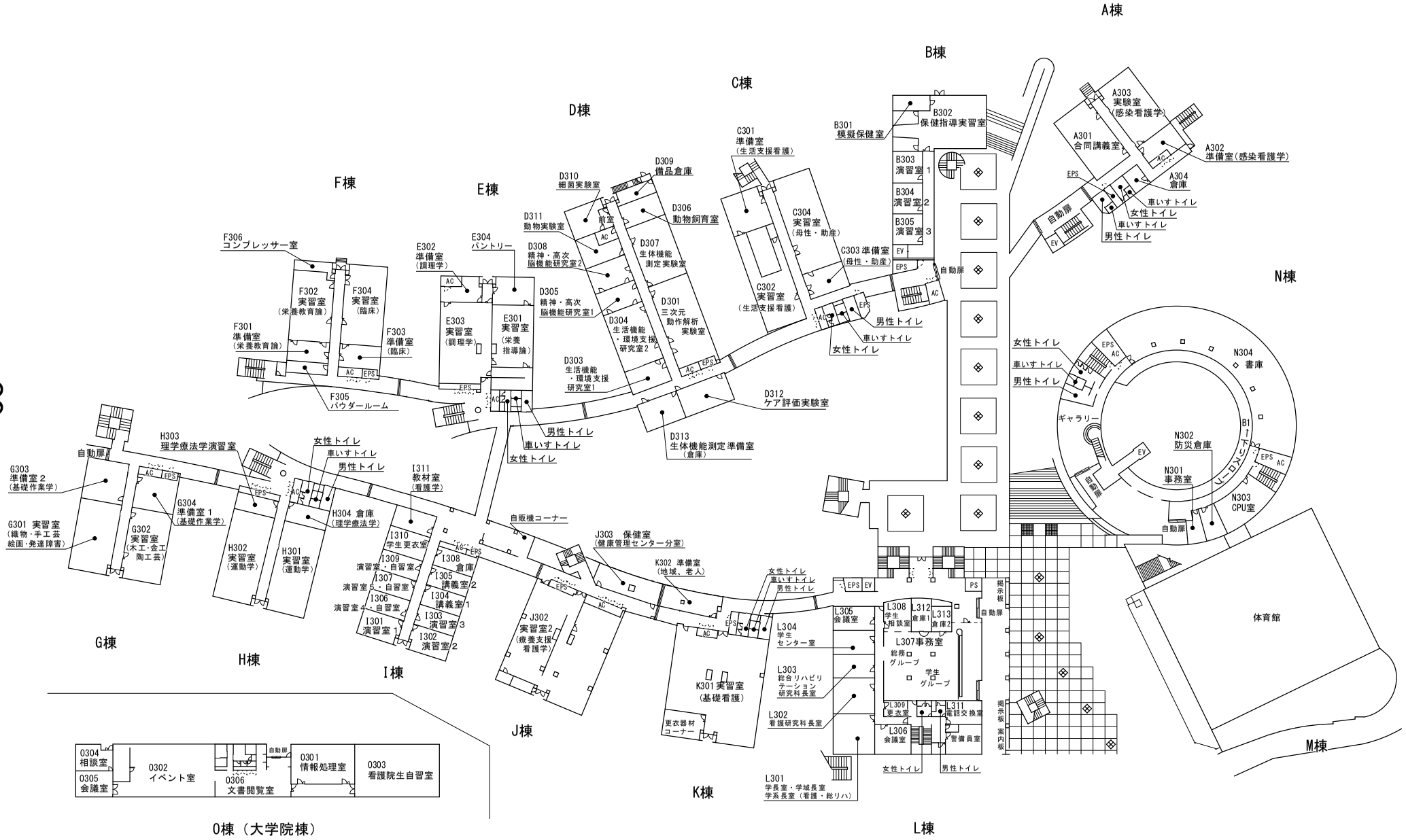
A棟
B棟
C棟
D棟
E棟
F棟
G棟
H棟
I棟
J棟
K棟
L棟
M棟
N棟
O棟（大学院棟）
B301 模擬保健室
B302 保健指導実習室
B303 演習室1
B304 演習室2
B305 演習室3
C301 準備室（生活支援看護）
C302 実習室（生活支援看護）
C303 準備室（母性・助産）
C304 実習室（母性・助産）
D301 三次元動作解析実験室
D303 生活機能・環境支援研究室1
D304 生活機能・環境支援研究室2
D305 精神・高次脳機能研究室1
D306 動物飼育室
D307 生体機能測定実験室
D308 精神・高次脳機能研究室2
D309 備品倉庫
D310 細菌実験室
D311 動物実験室
D312 ケア評価実験室
D313 生体機能測定準備室（倉庫）
E301 実習室（栄養指導論）
E302 準備室（調理学）
E303 実習室（調理学）
E304 パントリー
F301 準備室（栄養教育論）
F302 実習室（栄養教育論）
F303 準備室（臨床）
F304 実習室（臨床）
F305 パウダールーム
F306 コンプレッサー室
A301 合同講義室
A302 準備室（感染看護学）
A303 実験室（感染看護学）
A304 倉庫
男性トイレ
女性トイレ
車いすトイレ
自動扉
EV
EPS
AC
PS
G301 実習室（織物・手工芸 絵画・発達障害）
G302 実習室（木工・金工 陶工芸）
G303 準備室2（基礎作業学）
G304 準備室1（基礎作業学）
H301 実習室（運動学）
H302 実習室（運動学）
H303 理学療法学演習室
H304 倉庫（理学療法学）
I301 演習室1
I302 演習室2
I303 演習室3
I304 講義室1
I305 講義室2
I306 自習室
I307 自習室
I308 倉庫
I309 演習室・自習室
I310 学生更衣室
I311 教材室（看護学）
J302 実習室2（療養支援 看護学）
J303 保健室（健康管理センター分室）
K301 実習室（基礎看護）
K302 準備室（地域、老人）
更衣器材コーナー
自販機コーナー
L301 学長室・学域長室 学系長室（看護・総リハ）
L302 看護研究科長室
L303 総合リハビリテーション研究科長室
L304 学生センター室
L305 会議室
L306 会議室
L307事務室
総務グループ
学生グループ
L308 学生相談室
L309 更衣室
L311 電話交換室
L312 倉庫1
L313 倉庫2
警備員室
掲示板
案内板
ギャラリー
N301 事務室
N302 防災倉庫
N303 CPU室
N304 書庫
ラーニングコモンズ
体育館
0301 情報処理室
0302 イベント室
0303 看護院生自習室
0304 相談室
0305 会議室
0306 文書閲覧室

2階

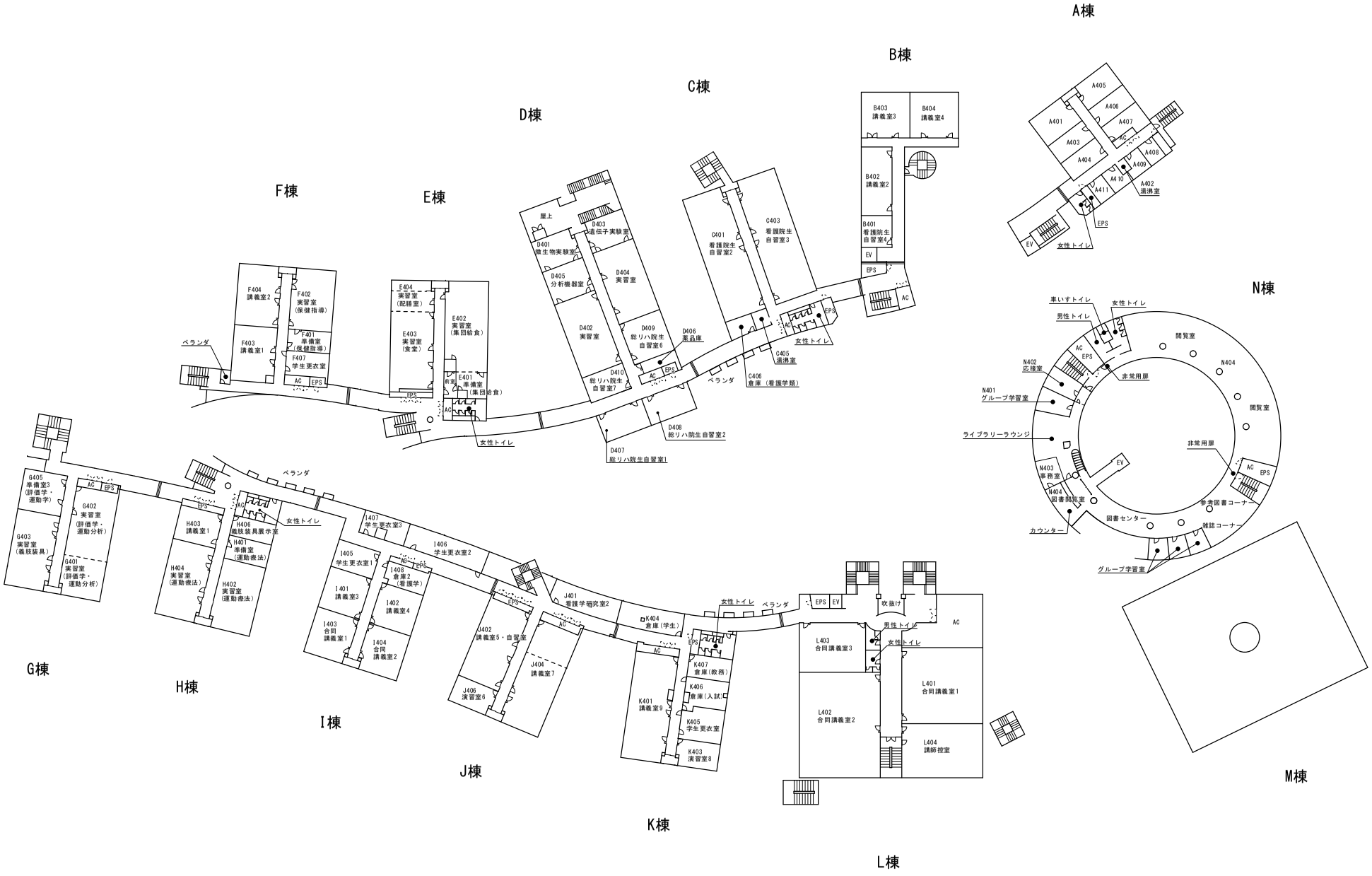
A棟
B棟
C棟
D棟
E棟
F棟
G棟
H棟
I棟
J棟
K棟
L棟
M棟
N棟
A401
A402 湯沸室
A403
A404
A405
A406
A407
A408
A409
A410
A411
B401 看護院生自習室4
B402 講義室2
B403 講義室3
B404 講義室4
C401 看護院生自習室2
C403 看護院生自習室3
C405 湯沸室
C406 倉庫（看護学類）
D401 微生物実験室
D402 実習室
D403 遺伝子実験室
D404 実習室
D405 分析機器室
D406 薬品庫
D407 総リハ院生自習室1
D408 総リハ院生自習室2
D409 総リハ院生自習室6
D410 総リハ院生自習室7
E401 準備室（集団給食）
E402 実習室（集団給食）
E403 実習室（食堂）
E404 実習室（配膳室）
F401 準備室（保健指導）
F402 実習室（保健指導）
F403 講義室1
F404 講義室2
F407 学生更衣室
G401 実習室（評価学・運動分析）
G402 実習室（評価学・運動分析）
G403 実習室（義肢装具）
G405 準備室3（評価学・運動学）
H401 準備室（運動療法）
H402 実習室（運動療法）
H403 講義室1
H404 実習室（運動療法）
H406 義肢装具展示室
I401 講義室3
I402 講義室4
I403 合同講義室1
I404 合同講義室2
I405 学生更衣室1
I406 学生更衣室2
I407 学生更衣室3
I408 倉庫2（看護学）
J401 看護学研究室2
J402 講義室5・自習室
J404 講義室7
J406 演習室6
K401 講義室9
K403 演習室8
K404 倉庫（学生）
K405 学生更衣室
K406 倉庫（入試）
K407 倉庫（教務）
L401 合同講義室1
L402 合同講義室2
L403 合同講義室3
L404 講師控室
N401 グループ学習室
N402 応接室
N403 事務室
N404 図書閲覧室
閲覧室
非常用扉
車いすトイレ
女性トイレ
男性トイレ
ライブラリーラウンジ
カウンター
図書センター
参考図書コーナー
雑誌コーナー
グループ学習室
ベランダ
屋上
EV
EPS
AC
吹抜け

3階

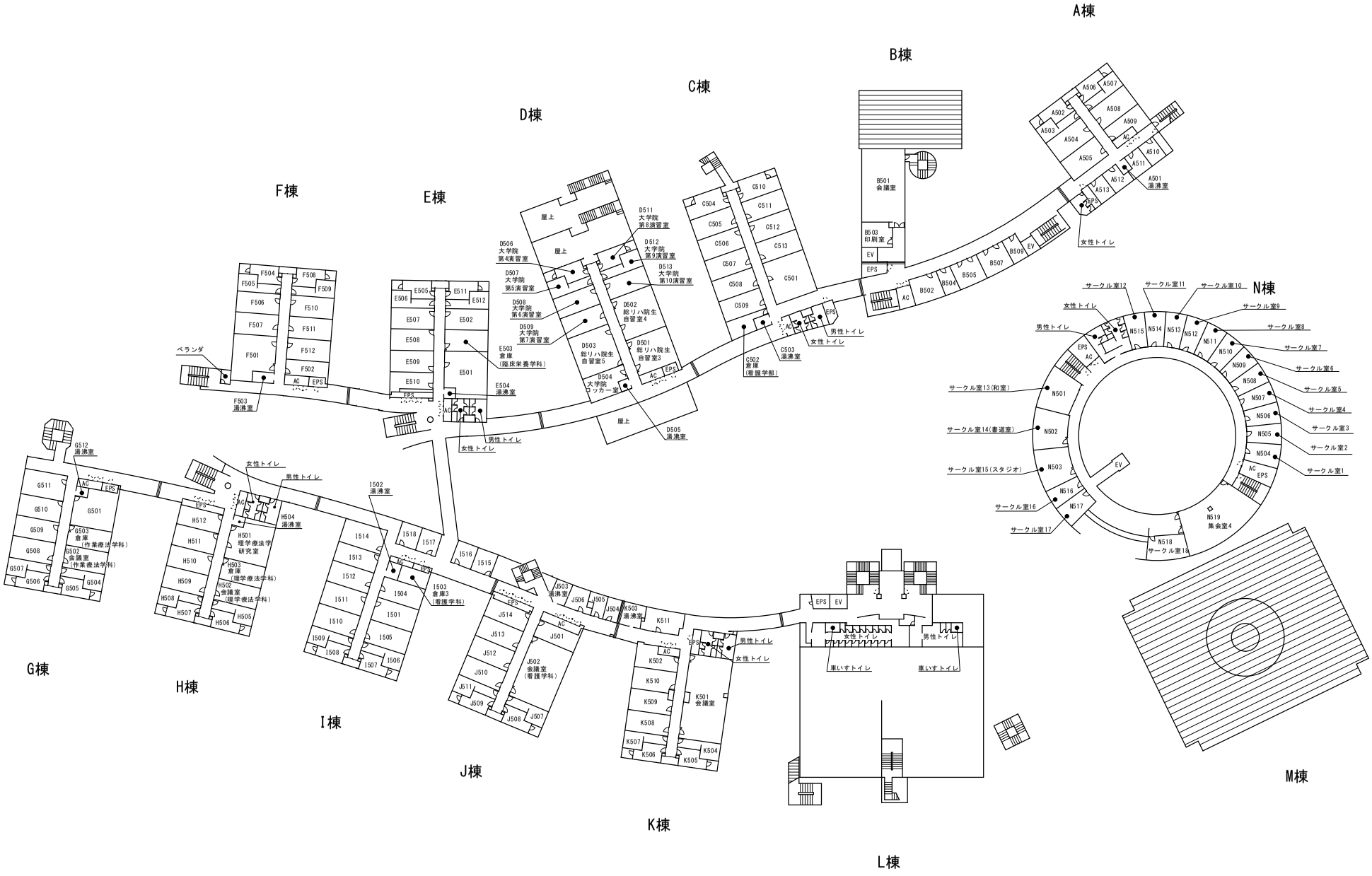
A棟
B棟
C棟
D棟
E棟
F棟
G棟
H棟
I棟
J棟
K棟
L棟
M棟
N棟
ベランダ
F503 湯沸室
E503 倉庫 (臨床栄養学科)
E504 湯沸室
男性トイレ
女性トイレ
D505 湯沸室
D502 総リハ院生 自習室4
D503 総リハ院生 自習室5
D504 大学院 ロッカー室
D501 総リハ院生 自習室3
D506 大学院 第4演習室
D507 大学院 第5演習室
D508 大学院 第6演習室
D509 大学院 第7演習室
D511 大学院 第8演習室
D512 大学院 第9演習室
D513 大学院 第10演習室
C502 倉庫 (看護学部)
C503 湯沸室
B501 会議室
B503 印刷室
A501 湯沸室
G512 湯沸室
G503 倉庫 (作業療法学科)
G502 会議室 (作業療法学科)
H501 理学療法学 研究室
H503 倉庫 (理学療法学科)
H502 会議室 (理学療法学科)
H504 湯沸室
1502 湯沸室
1503 倉庫3 (看護学科)
J502 会議室 (看護学科)
J503 湯沸室
K503 湯沸室
K501 会議室
車いすトイレ
サークル室1
サークル室2
サークル室3
サークル室4
サークル室5
サークル室6
サークル室7
サークル室8
サークル室9
サークル室10
サークル室11
サークル室12
サークル室13(和室)
サークル室14(書道室)
サークル室15(スタジオ)
サークル室16
サークル室17
サークル室18
N519 集会室4

L棟（講堂）4階 5階

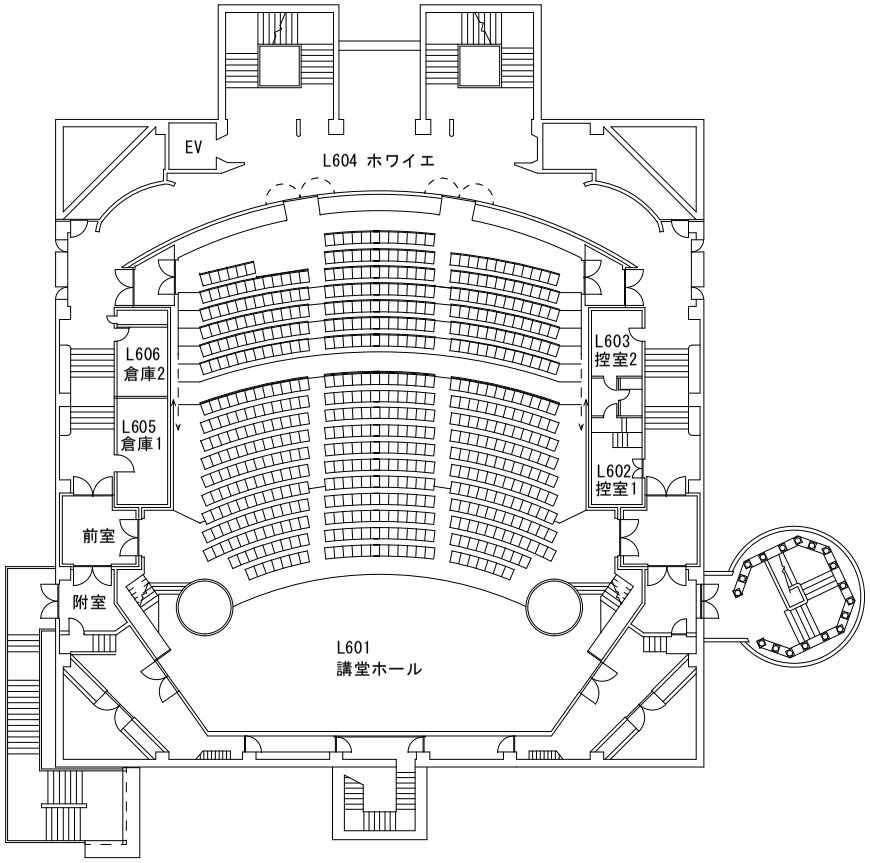

4階

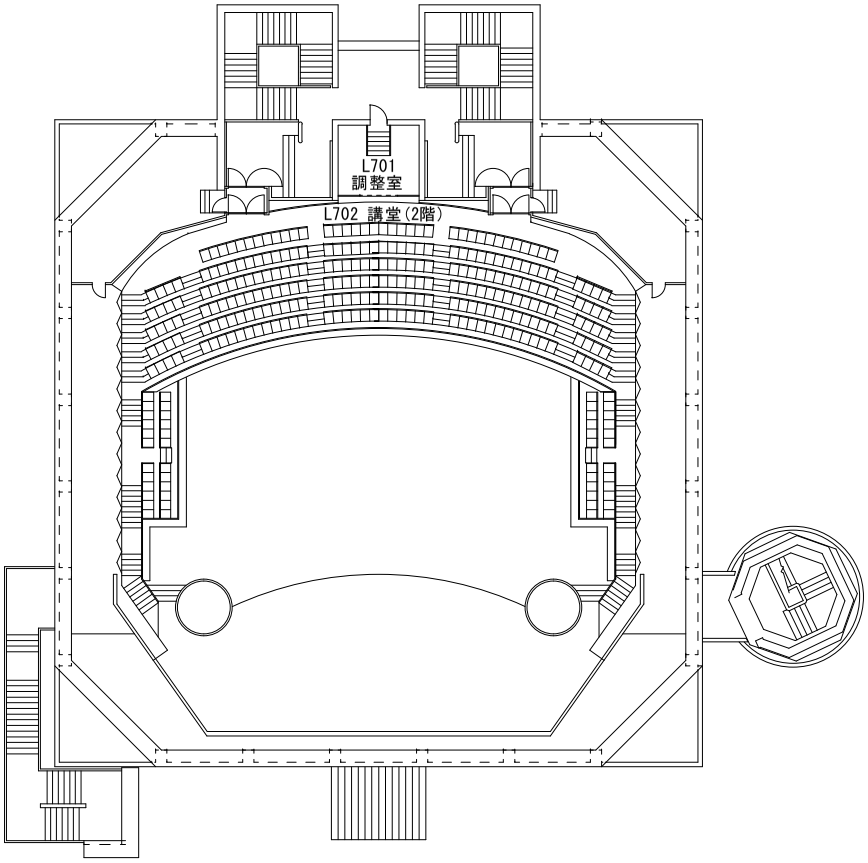

5階

〒583-8555　羽曳野市はびきの３丁目７番３０号

大阪府立大学　羽曳野キャンパス

TEL.072-950-2111（代）

FAX.072-950-2131

〔中百舌鳥キャンパス：〒599-8531 堺市中区学園町１番１号 TEL.072-252-1161(大代表)〕